

保育の必要性の認定について

平成25年11月25日

(赤字下線部が修正部分)

目 次

1	保育の必要性の認定について	2
2	保育の必要性の認定に係る論点について	5
3	利用調整、選考に係る論点について	49
4	参考資料	54

1 . 保育の必要性の認定について

1 . 概要

- 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。(子ども・子育て支援法19条等)

【参考】認定区分

19条1項1号に該当する場合:教育標準時間認定

19条1項2号に該当する場合:満3歳以上・保育認定

19条1項3号に該当する場合:満3歳未満・保育認定

(19条1項2号・3号に該当する場合:保育認定)

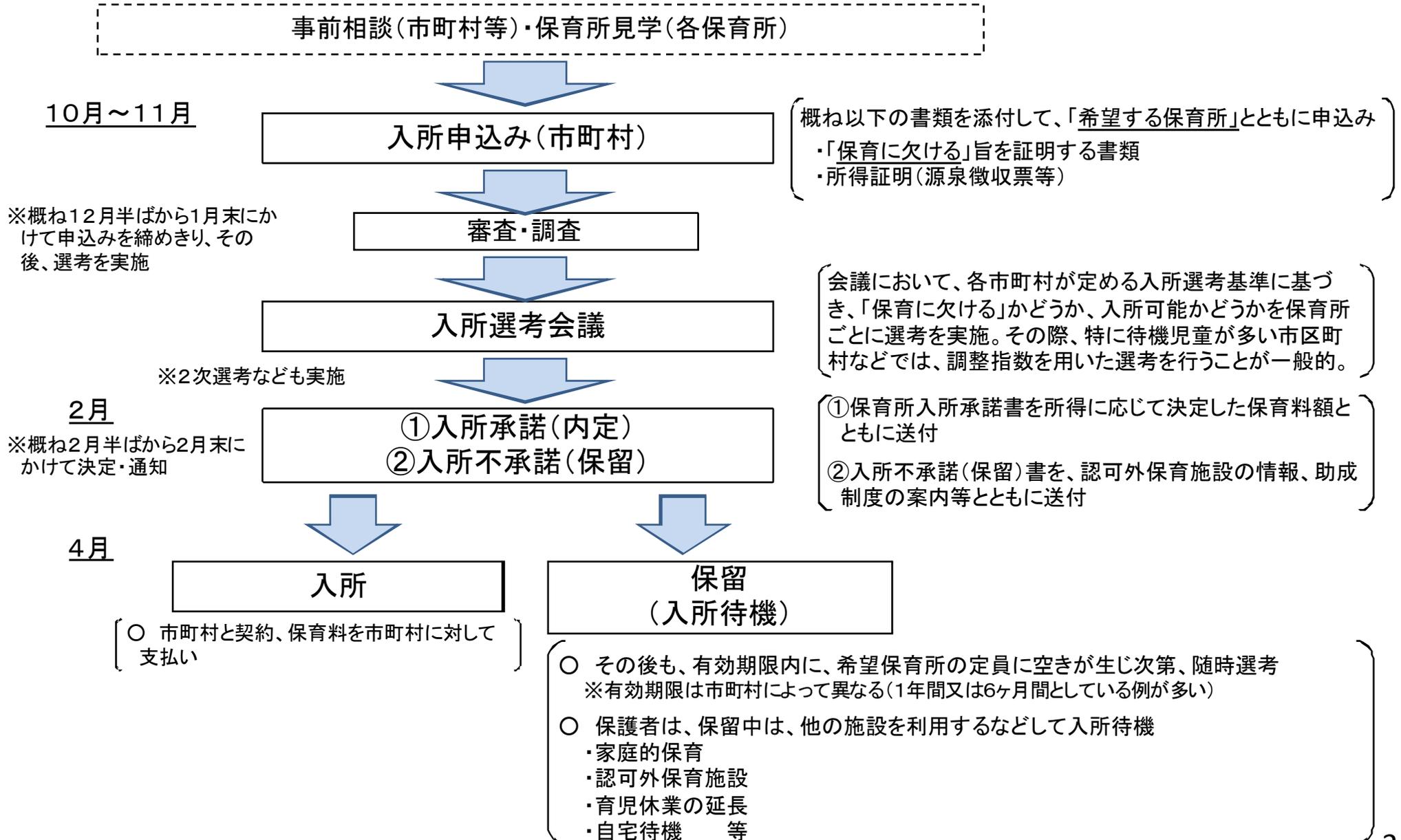
<主なご意見>

- ・19条1項1号に該当する場合の名称は「標準教育時間認定」とすべきではないか。
 - ・教育時間に標準と標準でないものがあるような感を与えないよう、「教育時間」が良いのではないか。
 - ・3歳未満の施設での保育を必要としない子どもについても、支援を充実すべきではないか。
- 保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定することとされている。
 - ①「事由」:保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
 - ②「区分」:長時間認定(「長時間」)又は短時間認定(「短時間」)の区分(保育必要量)
 - ③「優先利用」:ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等
 - それぞれの認定基準等は、現行制度や各市町村における運用の実態等を勘案しながら検討する必要がある。
 - また、現行制度の下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行によって、ただちに退所させられるようなことが生じないように、留意が必要。

(参考1) 現行制度における保育所入所までの一般的な流れ

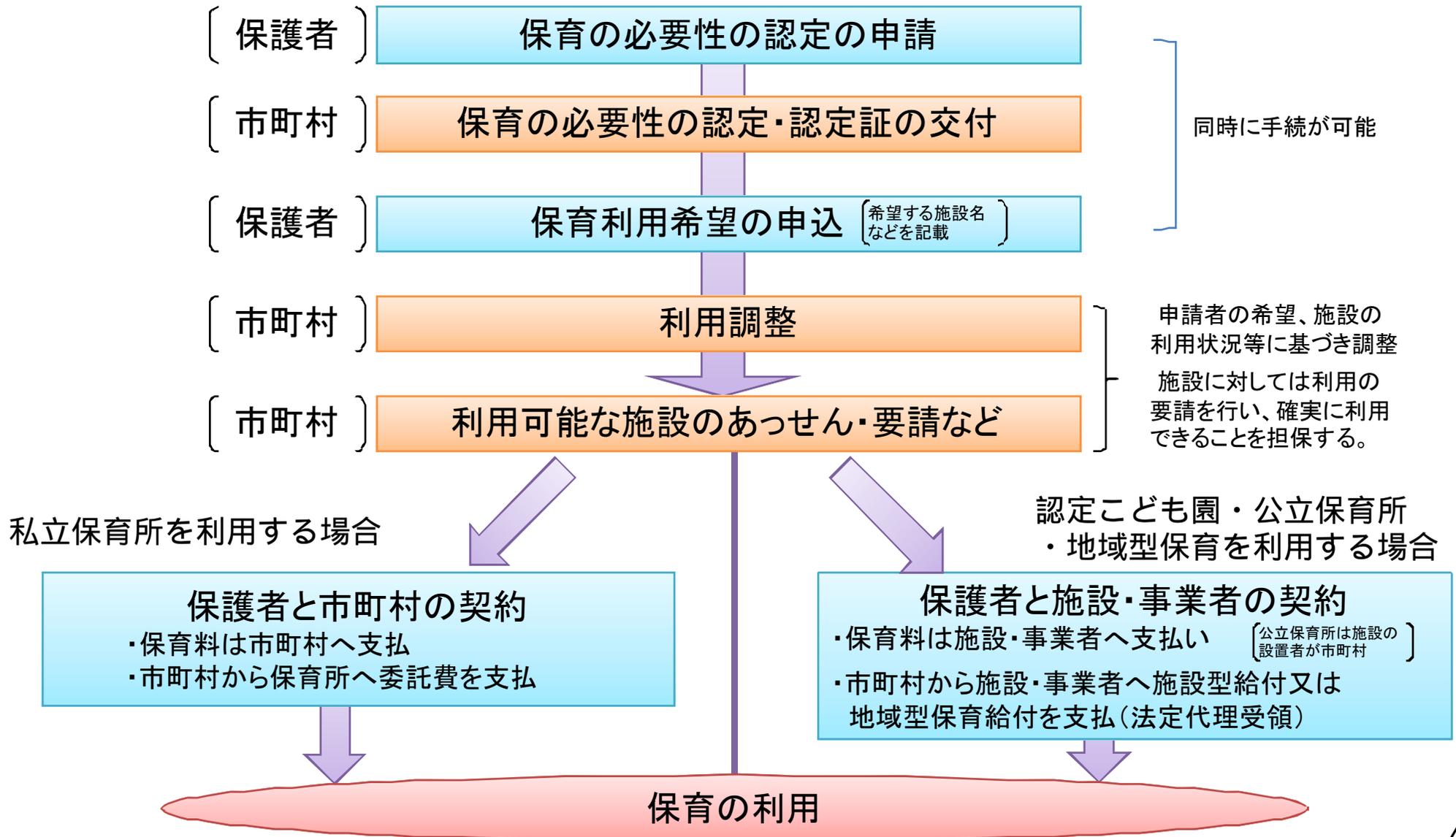
○4月1日入所のパターン(年度途中も、概ね同じ流れ)

※市町村ごとに、手続きの流れ、時期などの実務の詳細は異なる



(参考2) 新制度における保育を必要とする場合の利用手順 (イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



2. 保育の必要性の認定に係る論点について

1. 「事由」について

(1) 現状等

- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定。以下「基本制度」という。)」においては、以下の点について検討が必要とされている。

現行の「保育に欠ける」要件

児童福祉法施行令(昭和23年政令74号)

第二十七条 法24条第1項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。(就労)
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。(妊娠、出産)
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。(保護者の疾病、障害)
- 四 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。(災害復旧)
- 六 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由の検討に当たっての論点

就労形態の多様化等に伴い、要件を外す、必要度を低くするなどの対応をとることにするか。

フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く)することにするか。

これらの事由については、基本的に現行制度と同様とするか。

求職活動など、通知により解釈を提示している事由の取扱い、市町村ごとの運用にバラツキが見られる事由などについて、どのように取り扱うことにするか。

(2) 論点

○ 「基本制度」におけるそれぞれの事由に関する方向性等は以下の通り。

〔同居親族等による保育〕

○ 現行の政令で定めている「同居親族等が保育できない場合」要件の取扱いについて、外す又は必要度を低くするなど、詳細については制度施行までに検討することとされている。

現行制度下の運用において、「同居親族等による保育」が可能である場合、保育の利用を一律に不可としている市町村もある一方、調整指数上の減点等による対応をしている市町村も見られる。

(案1) 「同居親族等による保育」が可能な場合であっても、保育の必要性の認定上、考慮しないこととする。

(案2) 「同居親族等による保育」が可能な場合、保育の必要性の認定は行った上で、調整指数における減点など、優先度上の取扱いを考慮する。

(案3) 「同居親族等による保育」が可能な場合、特に、保育の必要性は認定しない。

<主なご意見>

- ・郡部で地域の子ども集団が形成できないような場合の保育利用について、同居親族等が保育できない場合の取扱いは、慎重に検討する必要がある。
- ・現行も65歳以上は同居親族としては扱わないなど、現場でも工夫。基本的には保護者本人の状況により判断すべき。
- ・待機児童が多い地域においては、こうした要素を、入所判定上、最終的に加味せざるを得ないことも事実。
- ・同居親族がいることで優先度上、減点されることも禁止すべき。
- ・就労の場合は別として、就労以外の場合は親族の状態によっても様々なケースがあり、市町村が認定する際に、ある程度、柔軟に判断する裁量があっても良いのではないか。
- ・本人の事由に基づき判断すること、市町村が地域ニーズに応じて柔軟に対応することが可能となる点について賛成。
- ・同居親族を65歳までと一律に線引きするかどうか、市町村としては運用上工夫が必要なところ。必要に応じて、優先度上、加・減点することができる仕組みは望ましい。

【対応方針】

- 新制度では、保護者本人の事由により判断することを基本とする。
- その上で、同居親族等の支援を受けられない保護者との関係を調整指数における減点など、市町村の判断に基づき、優先度上の取扱いを考慮することを可能とする。また、その際、高齢や要介護など同居親族の心身の状況も併せて考慮することも可能とする。

〔 就労 〕

○ フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など、基本的にすべての就労を対象とする。

※ 一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。

※ 就労の形態については、居宅外での労働のほか、居宅内で当該児童を離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていくことも国の通知上示しており、自営業や在宅勤務などについても、対象とされている。

〔 就労以外の事由 〕

○ 就労以外の事由として、「保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等」を対象とする。

< 論点 1 > 求職活動（現行は通知により「保育に欠ける」旨を明示）及び就学等、その他市町村が定める事由を法令上、明記するか。

< 主なご意見 >

- ・就労のみでなく、親・きょうだい等の介護や、保護者の状態、その他の「保護者が保育できない状況」に着目し、子育て支援のニーズに対応できる柔軟な保育認定の基準とすべきである。
- ・求職活動を保育の必要性の対象とすることは、非常に重要。一方で、エビデンスが難しいと思う。どうすれば、その証拠を担保できるのか、すでに求職活動中にも保育を提供している自治体ではどのように運用しているのか。厚生労働省から、第2回か第3回の会議で、運用例を示してほしい。
- ・求職に加えて、保護者が将来を見据えて就学するケースにも対応する必要があるのではないかと。ただし、あまり厳密に明記しすぎると、ケースごとに柔軟に対応することが困難にならないか。
- ・起業する場合の準備期間も求職と同様の取扱いとすべきではないか。
- ・女性研究者にとって、なかなか保育所が利用しにくく、研究を断念するケースもある。
- ・就労以外のケースについては、柔軟な対応する仕組みとしてはどうか。
- ・近隣の市町村によって基準が異なり、アンバランスとならないよう、配慮すべきではないか。
- ・「同居親族の介護」には、高齢の親の介護のみならず、例えば第1子が慢性疾患を抱え、通院の付き添いや在宅看護が必要な場合、障害を持っている場合における第2子の保育の利用といったケースも考えられることから、「同居又は長期入院・入所している親族の常時介護、看護」といった表記が考えられるのではないかと。

<主なご意見(続き)>

- ・同居親族の介護は家族・子どもにとっても負担となることから対応すべき。
- ・求職活動、就学、資格取得については、女性の社会進出促進の側面からも、市町村によって取扱いが異なることで混乱することがないように、基本的な方向性を国が示した上で、市町村それぞれが柔軟に対応できる仕組みが重要。
- ・年齢を問わず、家族の障害、介護などに配慮していくべき。
- ・同居親族の介護の例示について、第1子に限らず、兄弟姉妹とした方が適切ではないか。
- ・求職活動や就学の追加について評価。
- ・求職活動や育児休業の継続利用など(P14⑥～⑨)が追加されることは望ましい。
- ・求職活動や就学について、公的な証明を求めていく必要があるのではないか。
- ・夜間、居宅内の就労を含めることは、現実を踏まえた対応と評価。
- ・若年層のインターン就労、ボランティアなども該当するのではないか。

【対応方針】

- 各市町村における取扱いの平準化や広域利用時の対応を考慮して、これらの事由については、なるべく明記することとし、特に、「求職活動」、「就学」についても明記する。
- 「同居親族の介護」には、上記のご意見にあるようなケース(兄弟姉妹が小児慢性疾患や障害を抱え、常時、看護・介護を必要とするようなケース)についても対応していくこととする。
- インターンについては、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、「就労」、「求職活動」等に該当するものとして認定を行う、又は、一時預かり事業により対応する、といった柔軟な対応をとることとする。
- また、ボランティアについては、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、一時預かり事業で対応する、又は、「災害復旧」や「その他上記に類する状態として市町村が認める場合」に該当するものとして認定を行う、といった柔軟な対応をとることとする。

(参考) 現行制度における「求職活動」の取扱いについて

- 「求職活動」の取扱いについては、保育の実施期限を有期(1ヶ月～3ヶ月程度)とした上で受け入れている例が比較的多くみられる(その際、実際に就労している場合と比較して、選考基準上、優先度を下げている例が多い)。
- また、入所申請に当たっては、
 - ①入所申込書以外には特段の証明書類を求めず、実施期間内に就労の証明(雇用証明書)の提出を求めている例
 - ②申告書や公的な書類(ハローワークで発行する求職カード等)の提出を求める例
 - ③特段の証明書類を求めないが、求職活動を証明できる公的な書類の提出がある場合、選考基準上加算している例
 など市区町村によって取扱いに違いが見られるが、上記の通り、実施期限を有期とした上で、その間に求職活動→就労を求めていくのが一般的である。

	A市	B市	C区	D市	E市
実施期限	3ヶ月以内	2ヶ月以内	1ヶ月以内	1ヶ月以内	2ヶ月以内
提出書類	入所申込書	入所申込書 + 求職活動状況申告書	入所申込書(求職活動を証明できる公的書類が提出される場合、加算)	入所申込書 + 求職カードの写し	入所申込書 + 求職活動申立書
運用	実施期限内に就労の証明(雇用証明書)の提出を求める	実施期限内に就労事由への変更を求める	実施期限内に内定証明書の提出を求める。	実施期限内に採用等証明書の提出を求める。	実施期限内に勤務証明書の提出を求める。

〔 就労以外の事由 〕

< 論点 2 > 「虐待のおそれのあるケース」や「要支援家庭であるケース」についても、事由として追加するか。

※ 現行制度では、「その他の事由(児童福祉法施行令27条6号)」について、明示的に設定していない市町村がある一方、明示的に設定している市町村では、育児放棄等の児童虐待の疑い、DVなどの要支援家庭、児童を取り巻く環境等に着目して「保育に欠ける」対象としている市町村が多い傾向。

< 主なご意見 >

- ・障害児についても、療育施設に通いながら通園するケースや、近くに療育施設がないケースなど、保育で受け止めるべきではないか。
- ・障害児の発達上の利益に基づいて保育所が受け皿となることも考えられるのではないか。
- ・DVや虐待のおそれのあるケースは追加していくべき。
- ・障害児の保護者がフルタイム就労している割合は健常児に比較して1／7とのデータもある。障害児も認めていくべきではないか。
- ・就労など保育の必要性の認定を基本としつつ、応諾義務による事業者への過度の負担とならないような配慮が必要。事業計画の策定を含め、障害の有無にかかわらず、子ども・子育て支援に関する市町村の責務が果たしやすいようにする必要があるのではないか。
- ・付近に療育施設がない場合などの事情があるときに、保育の必要性を踏まえて優先的に入所可能となるよう通知等で示すべき。

【対応方針】

- 「児童虐待のおそれのあるケース」「DV(配偶者に対する暴力)のおそれのあるケース」といった児童を取り巻く環境等に着目し、保育の必要性が認められるケースについても、事由として追加する。
- 満3歳未満の障害児については、「就労」・「求職」等の事由により、保育の必要性の認定を受けた子どもに対する保育所、地域型保育事業等による保育の提供体制の確保を進める。また、満3歳以上の障害児については、同じく保育の必要性の認定を受けた子ども又は教育標準時間認定を受けた子どもに対する認定こども園、幼稚園、保育所等による教育・保育の提供体制の確保を進める。

(留意事項)

- ・「虐待のおそれ」のような、日中、子どもが家庭にいることが適当でないようなケースと「障害児」のケースとの事情の違い
- ・子ども・子育て支援制度と障害児支援施策との役割分担
- ・保育所と障害児通所施設・事業の職員・設備・運営等に関する基準の違い

<新制度における障害児など特別な支援が必要な子どもへの対応について(基本指針より)>

- ・障害児など特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用することができるよう、市町村事業計画等に基づき、利用希望・利用状況等を把握した上で、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等による、必要な教育・保育の提供体制を確保。
- ・障害児施策の充実を図っていくとともに、保育所等訪問支援の活用等を通じて、特別な支援が必要な子どもと家族に対する支援を充実。
- ・教育・保育を提供する施設・事業においても、特別な支援が必要な子どもの受入を推進するとともに、関係機関と連携。

< 論点3 > その他の事由として、明記すべきものがあるか。

< 主なご意見 >

- ・第2子の出産に当たって、育児休業を取得した場合、一般的には第1子の保育所退所を求められる。復職に当たり、改めて保育所を探すのは保護者にとって負担であるとともに、第2子出産を躊躇する要因にもなっているのではないか。こうしたケースでも継続して利用できる仕組みとすべきではないか。
- ・色々な意見を踏まえ、柔軟な対応をしてきてくれたと評価。ただ、あまり細かくなりすぎると運用が難しくなる。個別のケースごとに背景事情があることを念頭に置いて、議論を落ち着かせていくべきではないか。
- ・育休の取扱いについては、優先利用を含めた方法での対応は良いと考える。
- ・育休の取扱いは対応方針案で良いと考える。柔軟な対応に配慮して、2人目、3人目と出産することができる環境づくりが重要。
- ・子どもの最善の利益の観点を追加すべき。保育所でつくりあげた人間関係を断たれないことを優先すべきで、就労環境にかかわらず対応すべき。判断の際には、施設の長の意見を聴くこととすべきではないか。
- ・待機児童の多い市町村では厳しい指摘を受けることも多いが、一方、入退所の繰り返しは望ましくないことから、1歳を迎える年度末までの利用を認めている。それを超えた運用は難しいが、1年で復帰する場合、配慮して良いのではないか。
- ・継続利用が望ましい反面、待っている人との兼ね合いがある。小学校までの間や1年間など、継続利用できる期間を定めてはどうか。裁量の余地を残した決め方が必要。
- ・育休については、年長のみならず、子どもの発達の利益への配慮、子どもにとっての保育の必要性の観点を加味すべき。
- ・1号と2号の関係では、認定こども園においては対応可能。3号の育休の取扱いが鍵。
- ・保護者が希望する場合は継続利用を認めるべき。
- ・なるべく継続利用できるような対応が必要ではないか。
- ・第2子、第3子の育児休業取得時についても認めるべき。
- ・全体の整理としては良いと思うが、認定は申請が前提であり、孤立していて働きかけが行われないままとならないよう、市町村がこうした家庭にも制度につないでいくよう配慮してほしい。
- ・システム構築等との関係から、公定価格に関わる部分を除き、事由などは早期に取りまとめることが必要。

【対応方針】

- 現行制度における取扱いを踏まえ、保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所に入所していた子どもについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、
 - ① 次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合
 - ② 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、継続入所を可能とすることとする。
- また、育児休業取得前に保育所等を利用しているケースで、上記に該当しないため、一旦保育所を退所し、育児休業からの復帰に伴い、再度保育所等を利用することを希望する場合は、優先利用の枠組みの中で対応することとする。

保育の必要性の認定に係る「事由」について（全体像）
（これまでの御議論を踏まえた整理案）

現行の「保育に欠ける」事由
（児童福祉法施行令27条・再掲）

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ①昼間労働することを常態としていること（就労）
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
- ④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥前各号に類する状態にあること。（その他）

新制度における「保育の必要性」の事由（案）

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ①就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く）
 - ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
 - ・起業準備を含む
- ⑦就学
 - ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

2. 「区分」、「保育必要量」について

(1) 概要

- 現行制度の入所判定では、長時間・短時間の区分は特に設けていないが、特に都市部の市町村では、それぞれにおいて定める判定基準上、「週〇日、1日当たり〇時間」といった区分を設定し、「保育に欠ける」事由の判定とともに優先度を決定している例が多い。
- 新制度における保育認定については、「長時間」(主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当)及び「短時間」(主にパートタイムの就労を想定)の2区分の保育必要量を設けることになる。
※ 教育標準時間認定に関しては特段区分は設けない。

(2) 論点

- ①「長時間」・「短時間」の区分をどのように線引きしていくか。
- ②「短時間」の下限(=保育の必要性の認定に当たって、例えば、上記1の事由「就労」であれば、どの程度の就労時間を求めるか)をどのように設定するか。
- ③現行制度との関係をどう整理していくか。

< 論点 > 「長時間」・「短時間」の区分をどのように線引きしていくか。

【主なご意見】

- ・現行の保育所は11時間の開所時間の中で一貫した保育を提供。長時間・短時間の区分により、これが損なわれるようなことがないよう留意が必要。
- ・長時間の保育時間は8時間を超えないようにすべき。
- ・保育の必要性認定の基準が、短時間・長時間と大きな枠で整理されることで利用者に不利益が生じないよう、かつ、就労にあっては通勤時間等の実態に即した利用時間の認定とともに、緊急利用の運用が円滑に行われるよう、条例も含めて各種基準の設定を進める必要がある。なお、利用者負担の設定についても、配慮をはかるべきである。
- ・保護者の事由のみならず、子どもの生活の時間を基本に検討していくべきではないか。
- ・ワークライフバランスの観点から、11時間保育が子どもにとって適切かという観点が必要。
- ・長時間・短時間の2区分を設けることの意義は何か。「長時間」が法定労働時間の8時間を基礎とするのであれば、必要性の認定に当たってはこれが標準ではないか。

- ・「長時間」、「短時間」の区分は1日当たり8時間を境にして検討すべき。また、月曜日から土曜日の対応、夏休みの対応など、年間を通した保育の必要量をどう保障していくかが重要。
- ・基本となる保育時間：8時間、開所時間：11時間という基本は維持すべき。
- ・送迎、通勤時間も加味し、短時間については8時間とするのが適当ではないか。
- ・「長時間」という言葉は保護者に対してプレッシャーとなり、あまりイメージが良くない。フルタイム勤務＋通勤時間の利用が必要となることが1つの標準となっている実態に合わせるべきではないか。
- ・標準的な保育の利用については、1日8時間の就労＋通勤時間により、11時間の保障は必要と考える。また、都市部では通勤時間等を踏まえ13時間程度必要となってくるケースがあるのではないか。
- ・「保育標準時間」「保育短時間」の区分を設けるメリット・デメリットを整理すべきではないか。
- ・参議院附帯決議を踏まえ、「保育短時間」が施設運営に支障を来さないよう、公定価格の議論において検討すべき。
- ・平成21年度の地域児童福祉事業等調査においては、両親が常勤の場合、1日9～10時間の利用が最も多いこと、開所時間が1日11時間求められていることを踏まえ、延長保育も含めた対応が必要。
- ・保育短時間についても、保育時間が8時間を基本としていることを踏まえた対応が必要であり、保育短時間認定の利用者数が増えることで施設運営に支障を来すことのないよう、公定価格上、勘案することが必要。
- ・認定の区分と保育の必要量、提供時間について、公定価格とセットで具体的に議論することが必要。
- ・11時間フルに預けるなど、長時間化は避けるべき。
- ・**保育短時間は1日8時間以上11時間未満という理解で良いのか。**

【検討に当たっての視点】

- 現行制度の下での市町村の実務上の取扱い、利用状況の実情をどのように考えるか。
 - 現在の認可保育所利用者のうち、両親とも常勤の場合、1日当たり9時間台、10時間台の利用者が最も多く、1日当たり8時間台の利用者層を含めると約87%を占めている。(参考1)(厚生労働省「平成21年地域児童福祉事業等調査」より)
 - また、認可外保育施設利用者のうち、両親とも常勤の場合(認可保育所に入所できなかった層である可能性)、1日当たり9時間台、10時間台の利用者が最も多く、1日当たり8時間台の利用者層を含めると約91%を占めている。(参考1)(厚生労働省「平成22年地域児童福祉事業等調査」より)

○ 所定労働時間のほか、所定労働時間に含まれない休憩時間※²（当該時間に保護者が居宅で養育することは困難）、所定外の労働時間や通勤時間をどのように考えるか。

※休憩時間：労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上（労働基準法34条）

- 常用雇用の所定労働時間については、1日当たり7時間以上としている企業が97.1%、全労働者の98.8%を占め、1日当たり8時間（労働基準法に定める1日当たりの法定労働時間）としている企業が51.9%、全労働者の44.8%を占める。
- 同じく、1週当たり35時間以上としている企業が99.2%、全労働者の98.8%を占め、1週当たり40時間（労働基準法に定める法定労働時間）としている企業が全体の65.3%、全労働者の50.3%を占める。
（厚生労働省「就労条件総合調査報告」（平成23年）より）調査対象労働者：常用雇用者よりパートタイム労働者を除いた労働者
- フルタイム就労者の1週間当たりの平均実労働時間（残業含む）は約41.2時間（平成21年平均）
（厚生労働省「毎月勤労統計調査」（平成22年）より推計）

○ 保護者の就労状況の実情をどのように考えるか。

- 現行の認可保育所利用世帯の保護者（母が正規雇用）の就業状況については、就業日数に関しては1週当たり5日以上が約96%、就業時間に関しては1日当たり7時間以上が約87%となっており、1週当たり5日以上・1日当たり7時間以上就業している世帯が約83%を占めている。一方、正規雇用であっても、1日当たり6時間以上7時間未満就業している世帯が8.5%程度おり、実際の就労に当たっては、このほか、休憩時間（6時間以上であれば45分以上）、通勤時間などを要していることになる。（参考3）
- また、保育の利用の有無にかかわらず、30～34歳の女性のうち、正規雇用者の場合、1日当たりの就労時間は7時間以上が全体の9割以上、非正規雇用者の場合、1日当たりの就労時間は7時間以上が半数以上を占める（週5日勤務の場合）（参考4）

（厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」より、同省雇用均等・児童家庭局で特別集計したもの。）

※第1子出生時の母の平均年齢は平成23年で30.1歳（厚生労働省「平成23年人口動態統計月報年計」より）

- 20～40歳代の就業時間分布をみると、正規職員のうち、就業日数が200日未満の場合、1週当たり30時間以上就業している就業者が概ね9割近くを占めている。（非正規職員にしても、就業日数が200日以上の場合、1週当たり30時間以上就業している就業者が8割～7割程度を占めている。）（参考5）

【対応方針案】

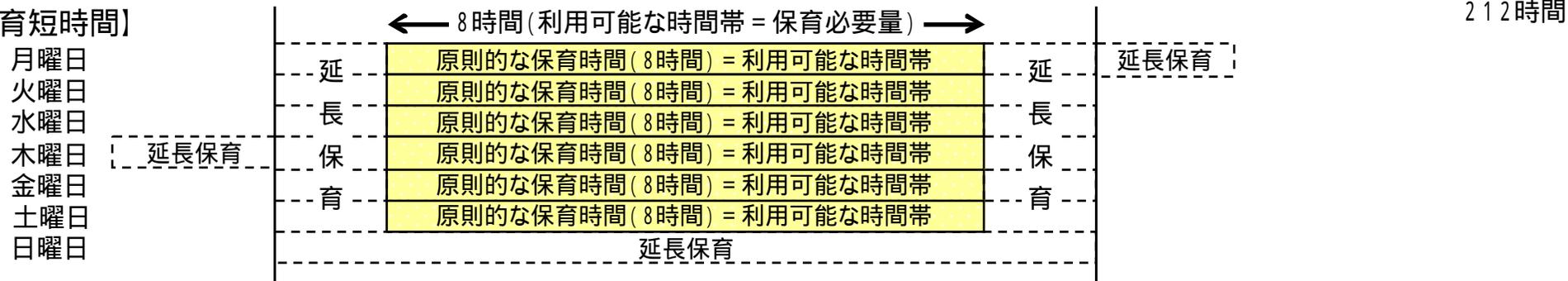
- これまで、保育認定に関する区分として記載していた「長時間(利用)」、「短時間(利用)」については、それぞれ「保育標準時間(利用)」、「保育短時間(利用)」とした上で、教育標準時間認定(標準時間(利用))を「教育標準時間(利用)」とする。
- 両親ともにフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合は、「保育標準利用」とすることを基本とする。
その際、「保育標準時間」の就労時間の下限については、1週当たり30時間程度とすることを基本としてはどうか。
- 「保育標準時間利用」の場合、保育の利用に当たっては、現行の保育所の開所時間(11時間)を利用可能な時間帯として、また、現行の保育所の年間開所日数(約300日)を概ね保障していくことを基本とする。
- これを踏まえ、「保育標準時間利用」の保育必要量としては、1日当たり11時間(原則的な保育時間:8時間)の開所時間での利用に対応するものとして、1ヶ月当たり平均275時間(最大292時間・最低212時間)とし、「保育短時間利用」の保育必要量としては、1日当たり8時間までの利用に対応するものとして、1ヶ月当たり平均200時間(最大212時間)とすることを基本としてはどうか。(最低についてはP34参照)

[保育必要量のイメージ] (月曜～土曜開所の場合) 1日当たりの保育必要量との関係を基に整理してはどうか。

【保育標準時間】



【保育短時間】



○ 就労以外の事由についても、保育標準時間利用・保育短時間利用の区分設定を行うこととするか。

<主な意見>

- ・事由の多様性を踏まえると、一定の区分は必要ではないか。
- ・妊娠、出産など、区分が設けられない場合、利用者負担も一律になるという理解か。

【対応方針】

- 就労以外の事由についても、例えば、親族の介護・看護においても、付き添いに必要な時間が人によって異なることから、保育標準時間、保育短時間の区分を設けることを基本とする。
- ただし、「妊娠、出産」(P14②)、「災害復旧」(P14⑤)、「虐待やDVのおそれがあること」(P14⑧)のような事由については、特段、保育標準時間と保育短時間の区分を設けず、利用者負担も一律とすることとする。

<現行制度と新制度における「保育標準時間」及び「保育短時間」の比較イメージ>

	現行制度	新制度
対象児童	保育に欠ける児童	保育の必要性の認定を受けた児童
認定区分	1区分 ※A時間以上	2区分 ※保育標準時間 平均275時間/月(212時間以上・292時間以下) 保育短時間 平均200時間/月(212時間未満)
保育料	応能負担 ※C円/月	応能負担 ※保育標準時間 C円/月 保育短時間 C円×一定割合/月
利用定員	一律 例)90名	保育標準時間と保育短時間に分けた定員設定も可能 例)保育標準時間:60名 保育短時間 :30名

<「保育標準時間」及び「保育短時間」の区分を設けることによるメリットについて>

①保育の利用者負担

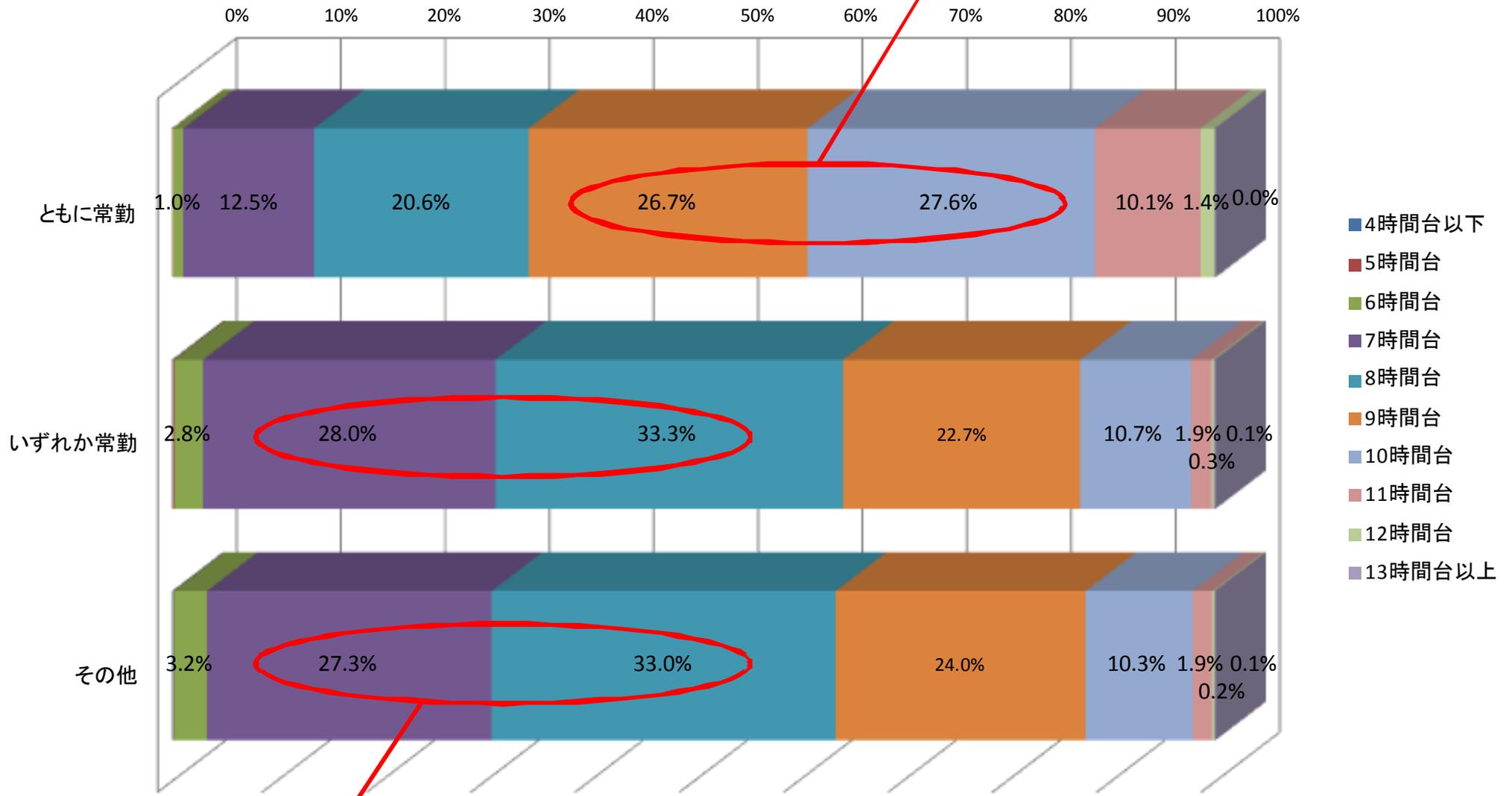
➢保護者がパートタイム就労による保育短時間認定を受ける場合、現行制度よりも低額の保育料で保育を受けることが可能

②保育の受けやすさ

➢保育所等が認定区分に応じた利用定員を設けた場合、「保育短時間」認定の子どももその利用定員の範囲内において、保育を受けやすくなることが可能

(参考1 - 1) 現行の認可保育所の就労形態別利用状況

両親とも常勤の場合、9時間台、10時間台が最も多い

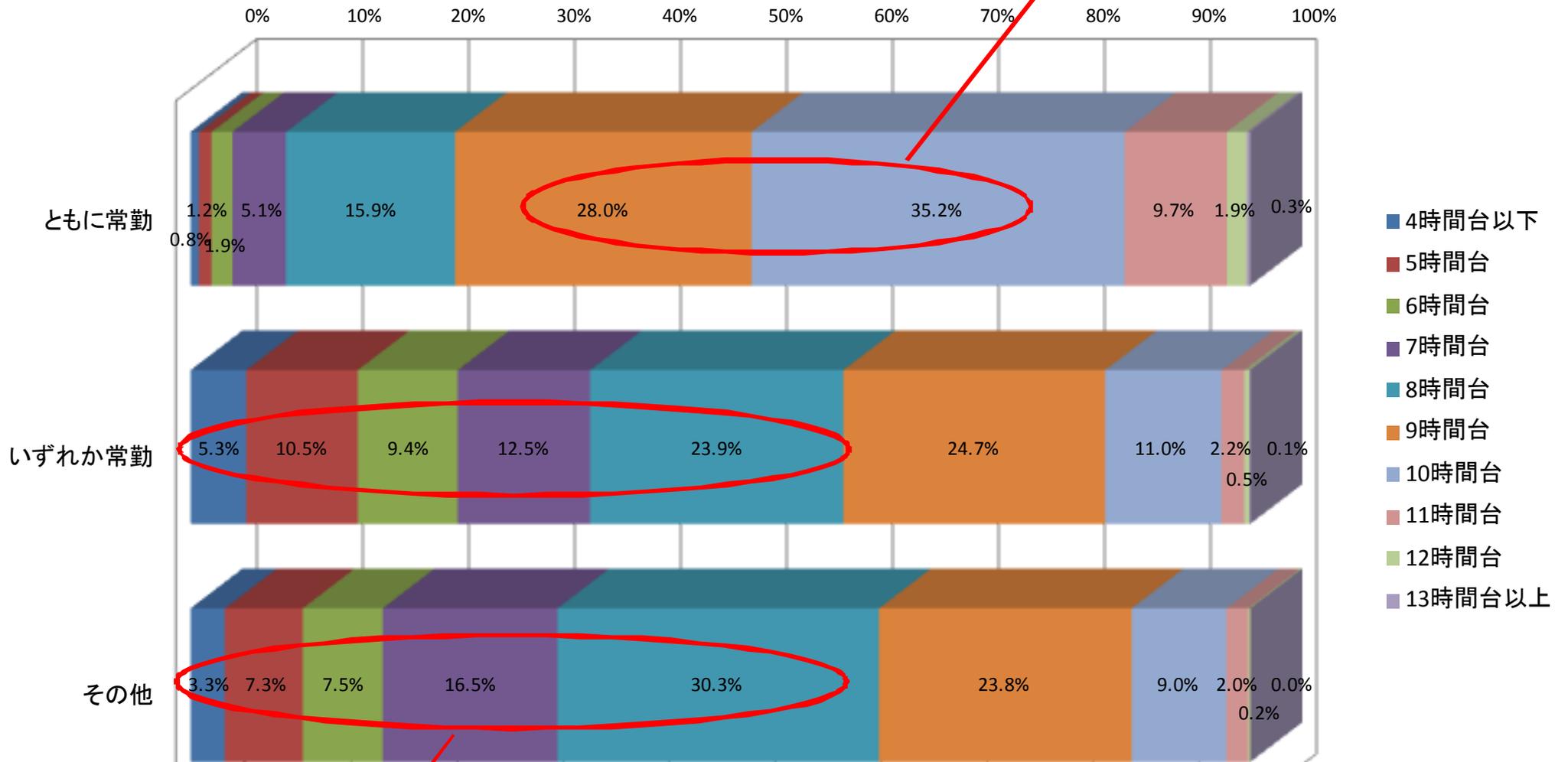


いずれかが非常勤等の場合、7時間台、8時間台が最も多い

(出典)平成21年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省雇用均等・児童家庭局)

(参考1 - 1) 現行の認可外施設の就労形態別利用状況

認可外保育施設においても、両親とも常勤の場合(認可保育所に入所できなかった保護者が含まれている可能性)、9時間台、10時間台が最も多い

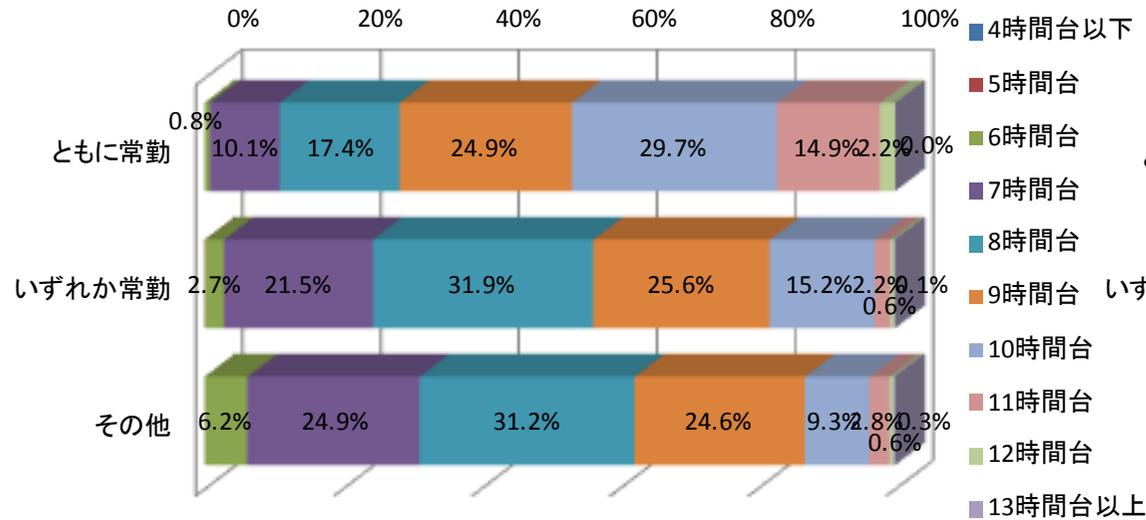


いずれかが非常勤等の場合(認可保育所に入所できなかった保護者が含まれている可能性)、8時間台以下が占める割合が5割を越えている

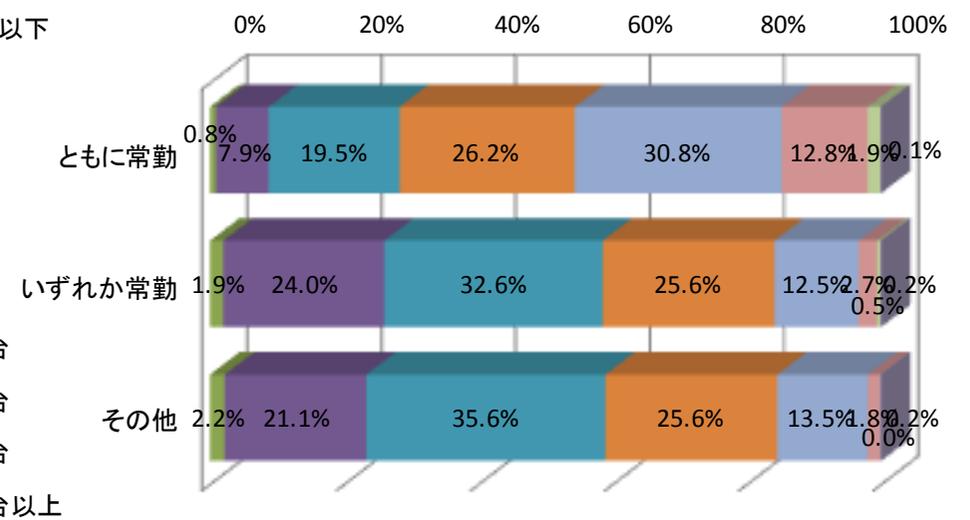
(出典)平成22年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省雇用均等・児童家庭局)

(参考1 - 2) 現行の認可保育所の地域別利用状況

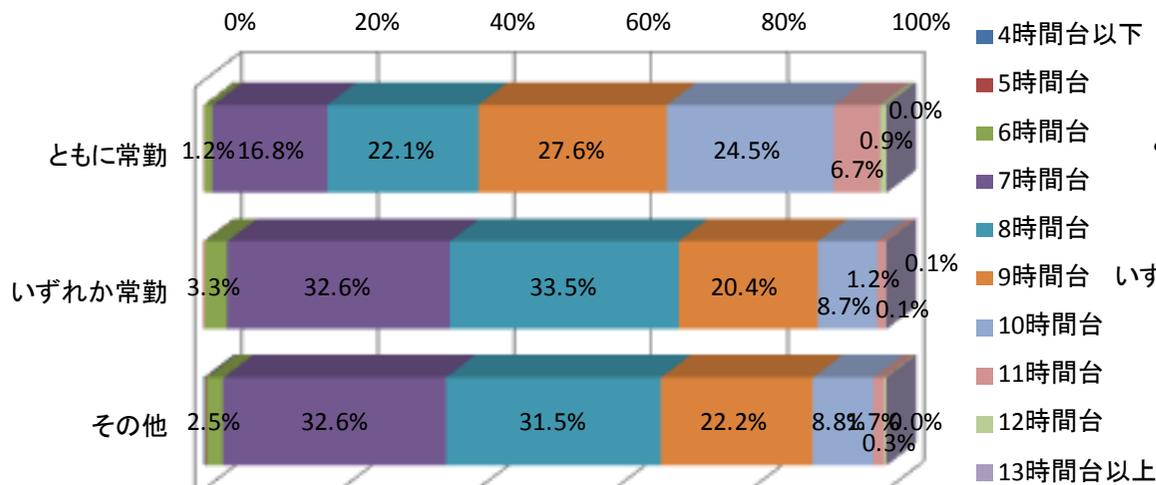
認可保育所(指定都市)



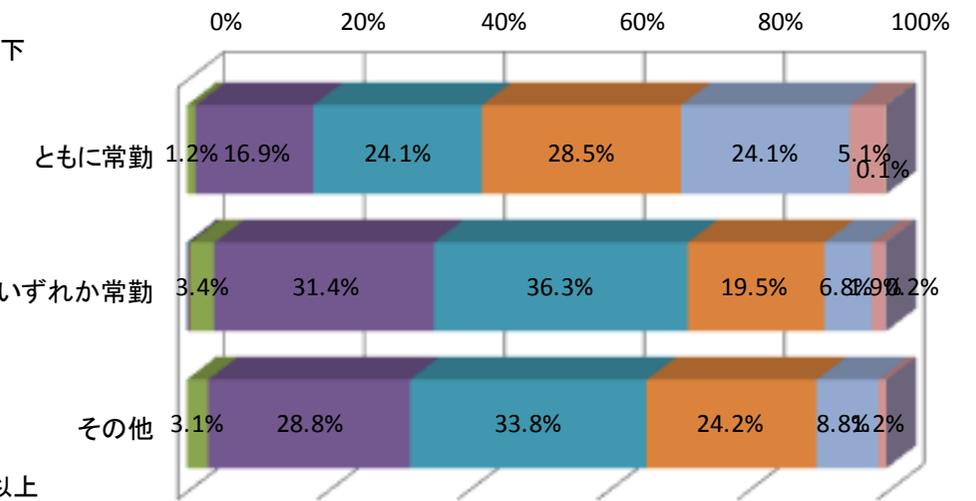
認可保育所(人口15万人以上の市)



認可保育所(人口15万人未満の市)



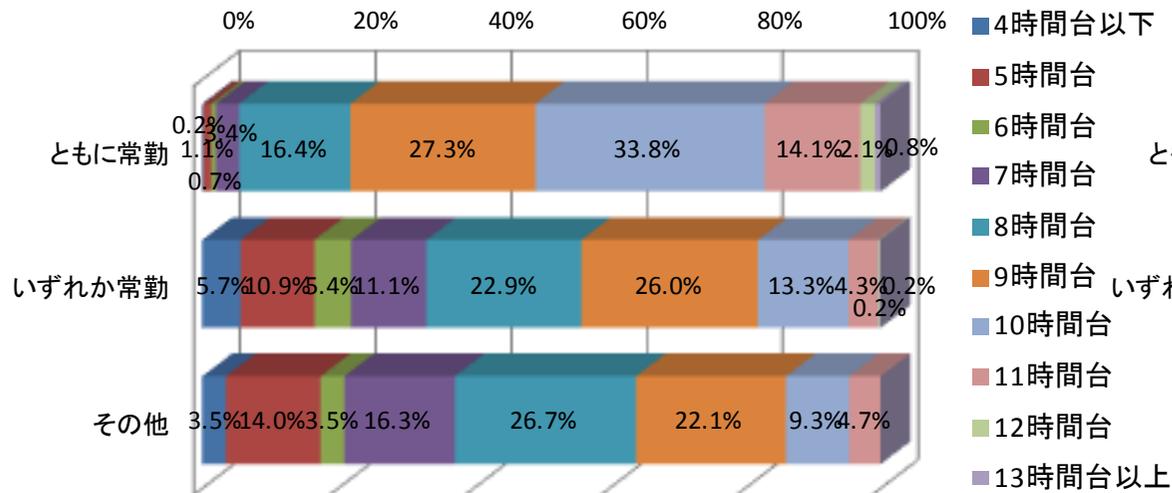
認可保育所(町村)



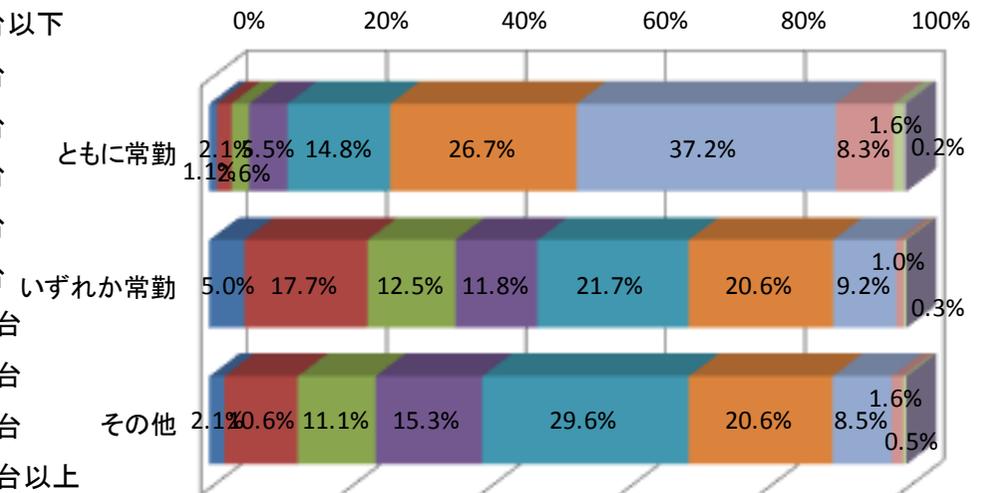
(出典)平成21年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省雇用均等・児童家庭局)

(参考1 - 2) 現行の認可外保育施設の地域別利用状況

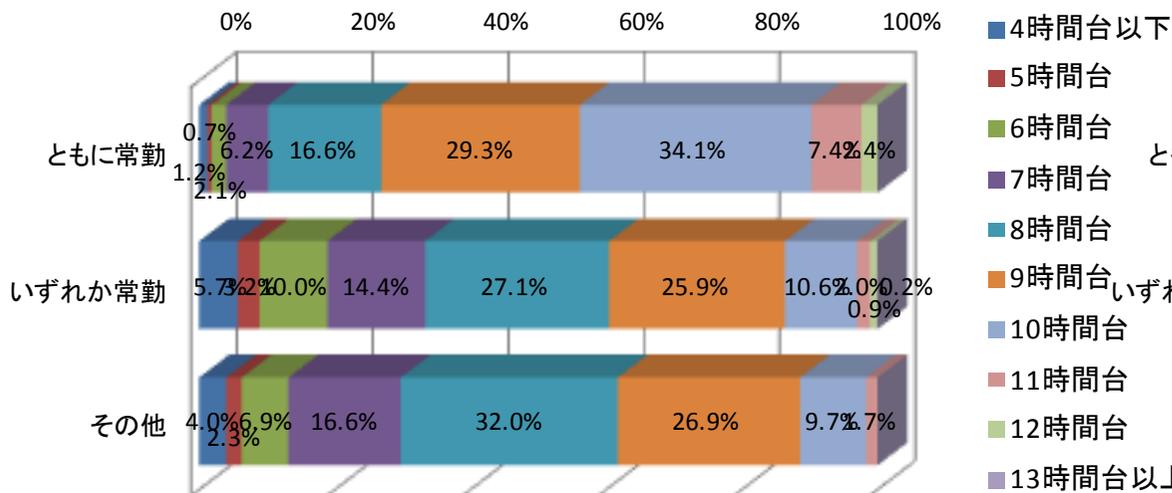
認可外保育施設(指定都市)



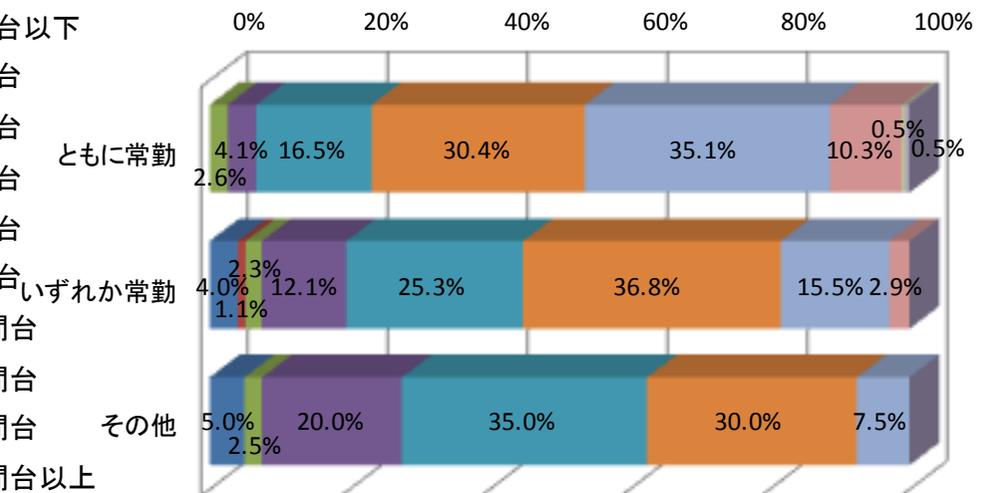
認可外保育施設(人口15万人以上の市)



認可外保育施設(人口15万人未満の市)



認可外保育施設(町村)

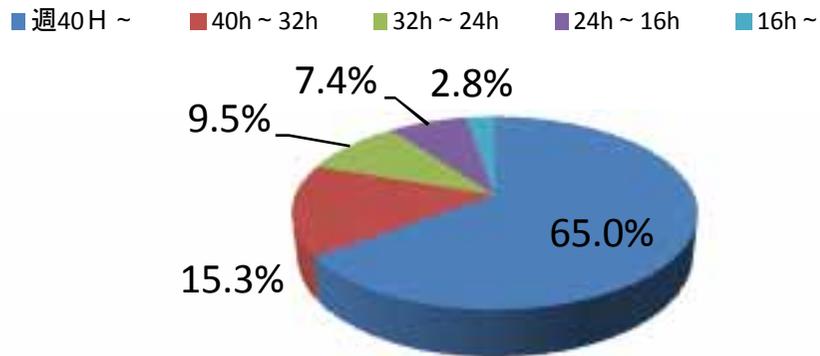


(出典) 平成22年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省雇用均等・児童家庭局)

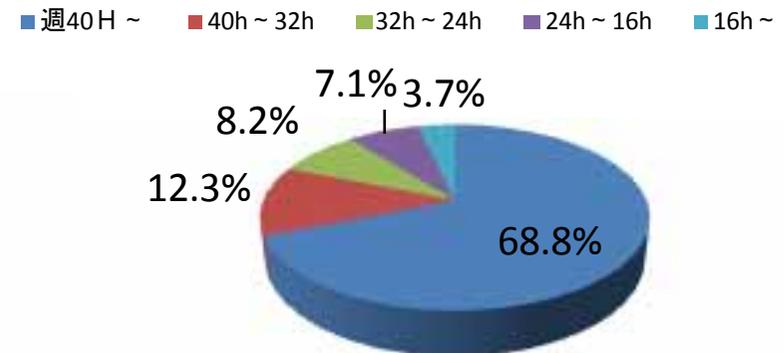
(参考2) 就労事由の分布について (サンプル調査)

- 現に保育所に入所している保護者のうち、就労事由の分布について、市区町村(27市区町村)の協力を得てサンプル調査を実施したところ、週40時間以上就労している保護者の割合が最も高く、中でも待機児童がいる市町村は、待機児童のいない市町村と比較して、その傾向が強い。
- また、週40時間未満の就労も3割程度、中でも待機児童のいない市町村では半分近くを占めており、分布にバラツキが見られる。

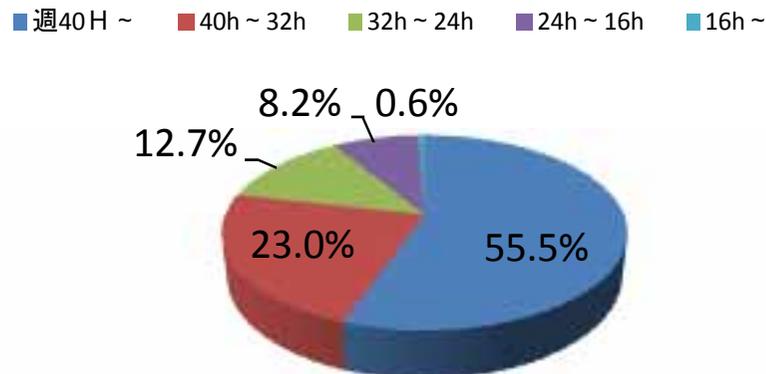
各就労事由の分布状況(全市町村・加重平均)



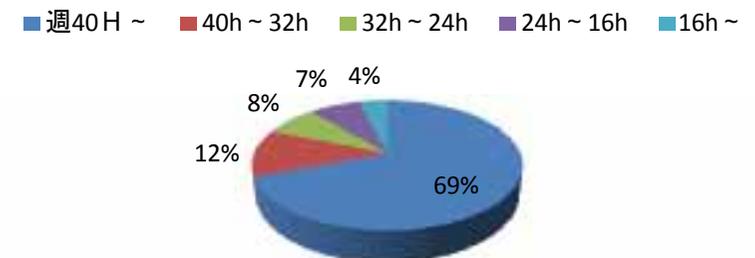
各就労事由の分布状況(待機児童あり)



各就労事由の分布状況(待機児童なし)



うち、特定市町村(待機児童50人以上)



(参考3) 認可保育所利用世帯の就業時間分布について

正規雇用の場合、就業時間が1日当たり7時間以上となっている場合が多くを占める。

母 - 正規雇用 436 千世帯

1日の就業時間	3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～9時間未満	9～10時間未満	10～11時間未満	11～12時間未満	12～13時間未満	13～14時間未満	14～15時間未満	15時間以上	合計
就業日数															
1日	-	-	-	-	0.0%	-	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-	0.0%
2日	-	-	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.2%	-	-	-	-	-	-	-	0.2%
3日	-	0.0%	-	-	0.2%	-	0.5%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	0.7%
4日	-	-	0.2%	0.0%	0.5%	0.7%	1.4%	0.2%	0.5%	-	0.0%	-	-	-	3.4%
5日	0.5%	0.0%	0.2%	1.6%	6.2%	11.5%	40.8%	9.9%	5.3%	0.5%	0.5%	-	0.0%	0.0%	76.8%
6日	0.5%	-	-	0.5%	2.3%	5.5%	6.4%	1.6%	0.9%	0.2%	0.0%	0.0%	-	-	17.9%
7日	-	-	-	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	-	0.2%	0.0%	-	-	-	-	0.9%
合計	0.9%	0.0%	0.5%	2.1%	9.2%	18.3%	49.3%	11.7%	6.9%	0.7%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

非正規雇用の場合、就業時間が1日当たり4時間以上となっている場合が半数近くを占める。

一方、7時間以上となっている場合も3割近くを占める。

母 - 非正規雇用 532 千世帯

1日の就業時間	3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～9時間未満	9～10時間未満	10～11時間未満	11～12時間未満	12～13時間未満	13～14時間未満	14～15時間未満	15時間以上	合計
就業日数															
1日	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	0.8%
2日	0.2%	0.4%	0.4%	0.8%	0.6%	0.2%	0.4%	0.0%	-	-	0.2%	-	-	-	3.0%
3日	0.2%	0.6%	1.7%	2.1%	2.3%	0.9%	0.9%	0.2%	0.2%	-	-	-	-	-	9.0%
4日	0.4%	1.1%	3.8%	6.2%	4.1%	3.6%	1.5%	0.4%	0.0%	-	-	-	-	0.0%	21.1%
5日	0.9%	1.5%	7.0%	10.3%	11.5%	10.5%	10.7%	1.1%	0.2%	0.0%	0.2%	-	-	0.0%	53.9%
6日	0.4%	0.4%	1.3%	2.4%	2.1%	1.9%	2.6%	0.2%	0.0%	-	0.0%	0.2%	-	-	11.5%
7日	0.2%	-	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-	0.2%	0.0%	-	-	-	-	0.8%
合計	2.3%	4.1%	14.1%	22.0%	20.9%	17.5%	16.2%	1.9%	0.6%	0.0%	0.4%	0.2%	0.0%	0.0%	100.0%

母 - その他 190 千世帯

1日の就業時間	3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～9時間未満	9～10時間未満	10～11時間未満	11～12時間未満	12～13時間未満	13～14時間未満	14～15時間未満	15時間以上	合計
就業日数															
1日	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
2日	0.0%	1.1%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.5%	0.5%	0.0%	-	-	-	-	-	3.2%
3日	1.1%	0.5%	1.1%	1.6%	1.6%	0.0%	0.5%	0.0%	-	-	-	-	-	-	6.3%
4日	0.5%	0.5%	1.6%	4.2%	2.6%	0.5%	0.5%	0.0%	-	-	0.5%	-	-	-	11.1%
5日	1.1%	3.2%	5.3%	7.4%	8.4%	9.5%	11.6%	3.2%	1.6%	0.5%	0.0%	-	-	0.0%	51.6%
6日	0.5%	1.1%	1.1%	2.6%	2.1%	3.2%	6.8%	2.6%	2.1%	0.0%	1.1%	-	0.0%	-	23.2%
7日	0.0%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	1.6%	0.0%	0.5%	-	-	-	-	-	4.7%
合計	3.2%	6.8%	9.5%	17.4%	15.3%	13.7%	21.6%	6.3%	4.2%	0.5%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」より、同省雇用均等・児童家庭局で特別集計したもの。

※世帯数は調査客対数ではなく、全国推計値

(参考3) 認可外保育施設利用世帯の就業時間分布について

正規雇用の場合、就業時間が1日当たり7時間以上となっている場合が多くを占める。

母 - 正規雇用

41 千世帯

1日の就業時間 就業日数	3時間 未滿	3～4時間 未滿	4～5時間 未滿	5～6時間 未滿	6～7時間 未滿	7～8時間 未滿	8～9時間 未滿	9～10時間 未滿	10～11時間 未滿	11～12時間 未滿	12～13時間 未滿	13～14時間 未滿	14～15時間 未滿	15時間 以上	合計
1日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3日	-	-	-	-	2.4%	0.0%	0.0%	2.4%	-	-	-	-	-	-	4.9%
4日	-	-	-	0.0%	-	0.0%	2.4%	2.4%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	4.9%
5日	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.3%	9.8%	39.0%	9.8%	7.3%	0.0%	2.4%	-	-	-	75.6%
6日	-	-	-	-	2.4%	2.4%	7.3%	2.4%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	14.6%
7日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
合計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.2%	12.2%	48.8%	17.1%	7.3%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

非正規雇用の場合、就業時間のバラツキが大きい、1週当たり4日以上又は1日当たり4時間以上となっている場合が多くを占める。

母 - 非正規雇用

34 千世帯

1日の就業時間 就業日数	3時間 未滿	3～4時間 未滿	4～5時間 未滿	5～6時間 未滿	6～7時間 未滿	7～8時間 未滿	8～9時間 未滿	9～10時間 未滿	10～11時間 未滿	11～12時間 未滿	12～13時間 未滿	13～14時間 未滿	14～15時間 未滿	15時間 以上	合計
1日	-	-	-	-	0.0%	-	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
2日	-	-	2.9%	0.0%	2.9%	0.0%	2.9%	-	-	-	-	-	-	-	8.8%
3日	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	5.9%
4日	2.9%	2.9%	2.9%	5.9%	8.8%	8.8%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-	32.4%
5日	2.9%	0.0%	8.8%	8.8%	8.8%	5.9%	8.8%	2.9%	-	0.0%	-	-	-	-	47.1%
6日	-	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-	5.9%
7日	-	-	-	-	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
合計	5.9%	2.9%	17.6%	14.7%	26.5%	17.6%	11.8%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

母 - その他

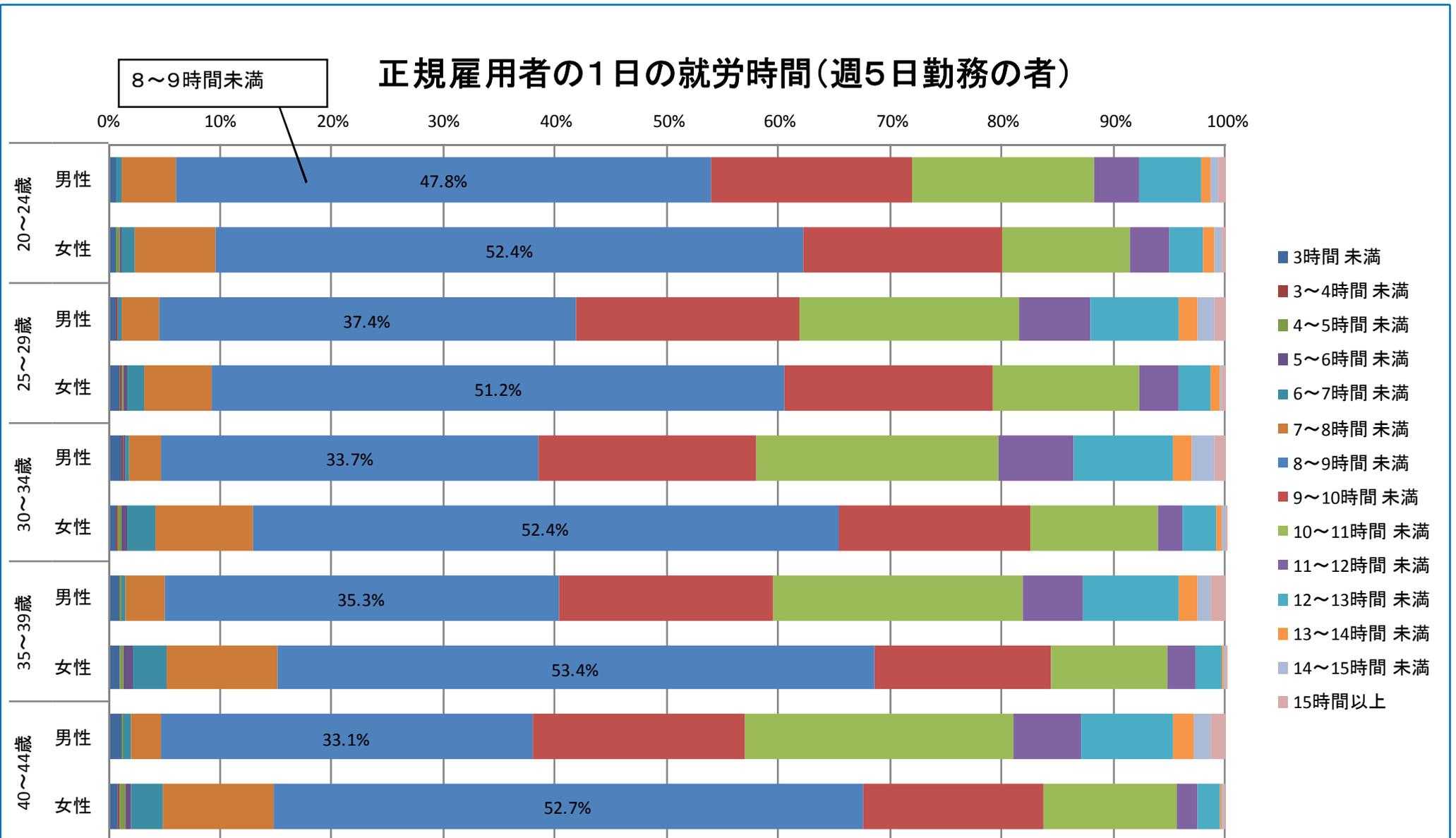
16 千世帯

1日の就業時間 就業日数	3時間 未滿	3～4時間 未滿	4～5時間 未滿	5～6時間 未滿	6～7時間 未滿	7～8時間 未滿	8～9時間 未滿	9～10時間 未滿	10～11時間 未滿	11～12時間 未滿	12～13時間 未滿	13～14時間 未滿	14～15時間 未滿	15時間 以上	合計
1日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2日	-	6.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.3%
3日	-	6.3%	0.0%	6.3%	-	-	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	12.5%
4日	0.0%	-	-	6.3%	-	-	-	6.3%	-	-	-	-	-	-	12.5%
5日	12.5%	0.0%	6.3%	6.3%	12.5%	6.3%	12.5%	0.0%	-	-	-	-	-	-	56.3%
6日	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	-	0.0%	-	-	-	-	-	6.3%
7日	-	-	6.3%	0.0%	-	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	6.3%
合計	12.5%	12.5%	12.5%	18.8%	12.5%	6.3%	18.8%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」より、同省雇用均等・児童家庭局で特別集計したもの。

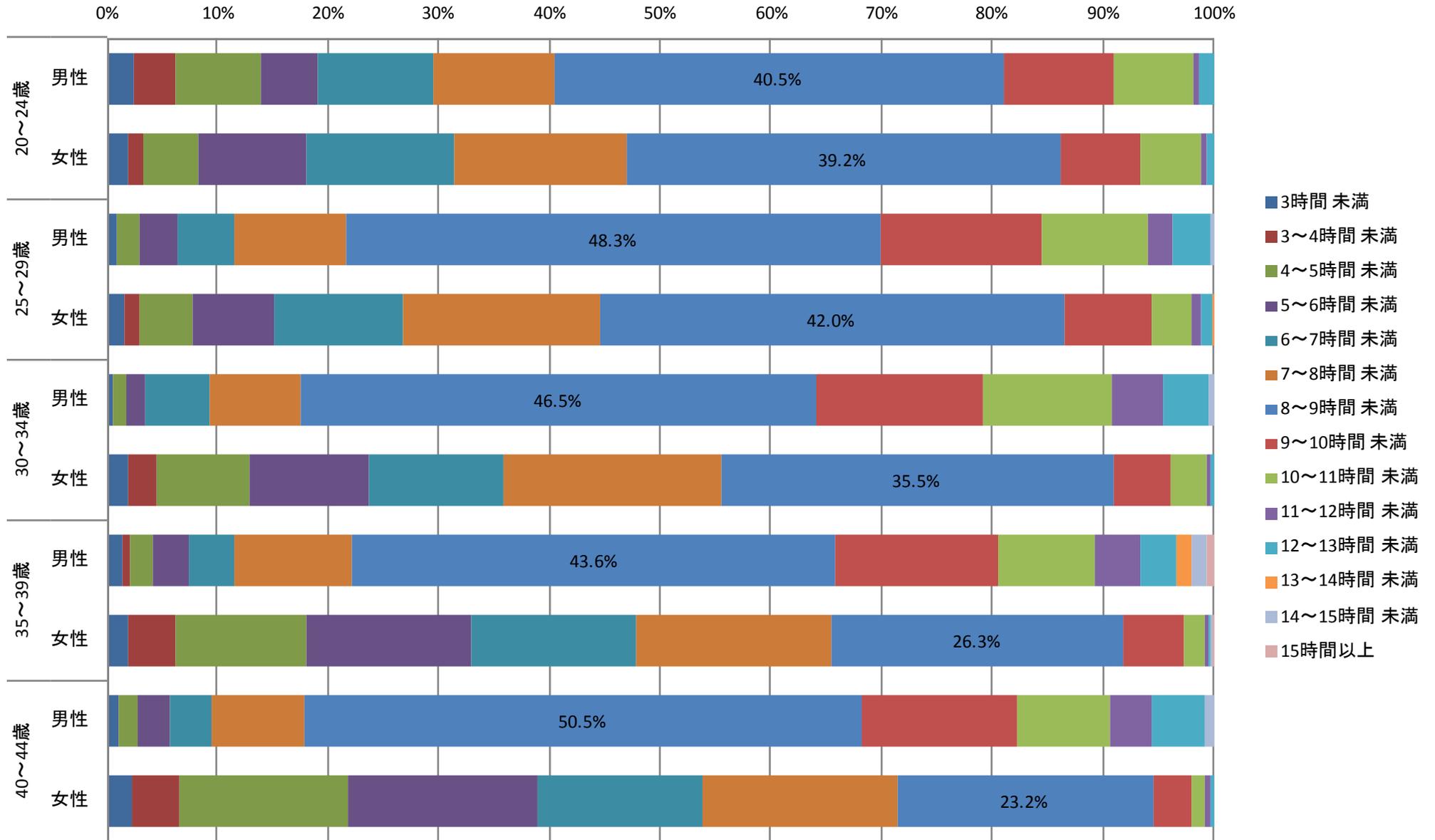
※世帯数は調査客対数ではなく、全国推計値

(参考4) 就労状況別の1日当たり就労時間について



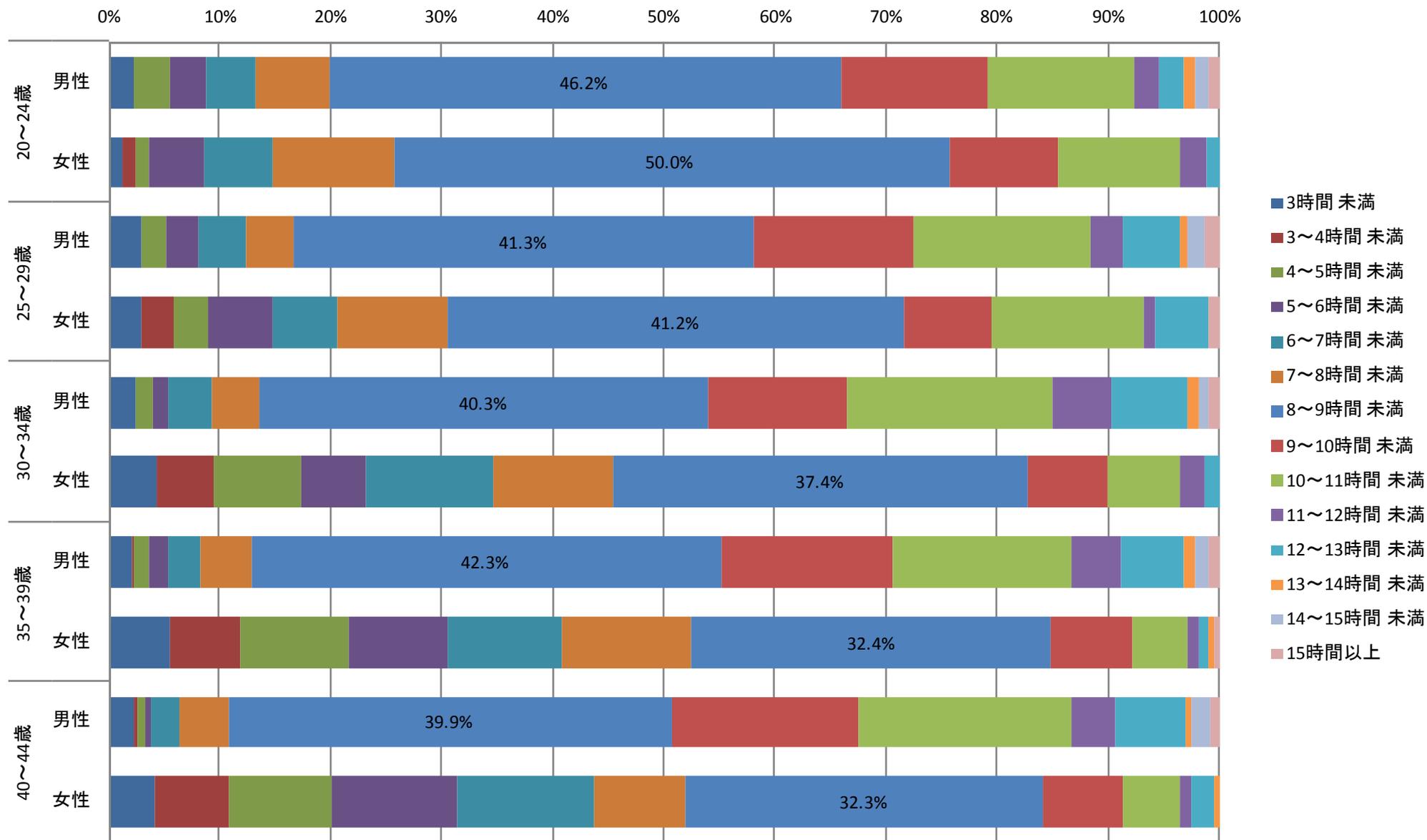
厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」より、同省雇用均等・児童家庭局で特別集計したもの。

非正規雇用者の1日の就労時間(週5日勤務の者)



厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」より、同省雇用均等・児童家庭局で特別集計したもの。

その他の者の1日の就労時間(週5日勤務の者)

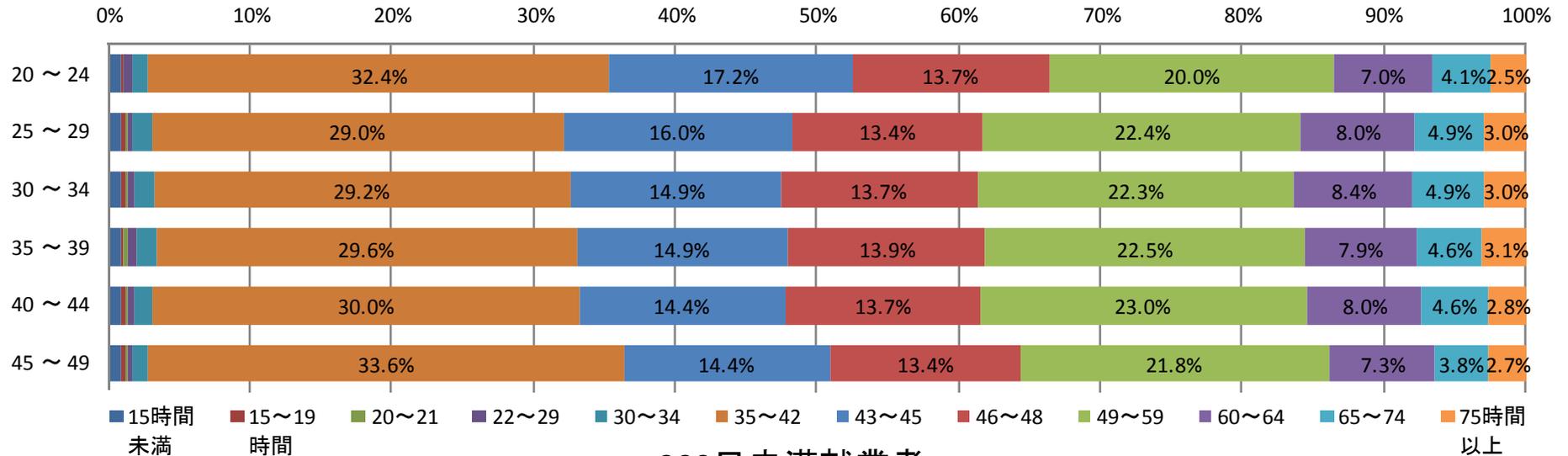


厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」より、同省雇用均等・児童家庭局で特別集計したもの。

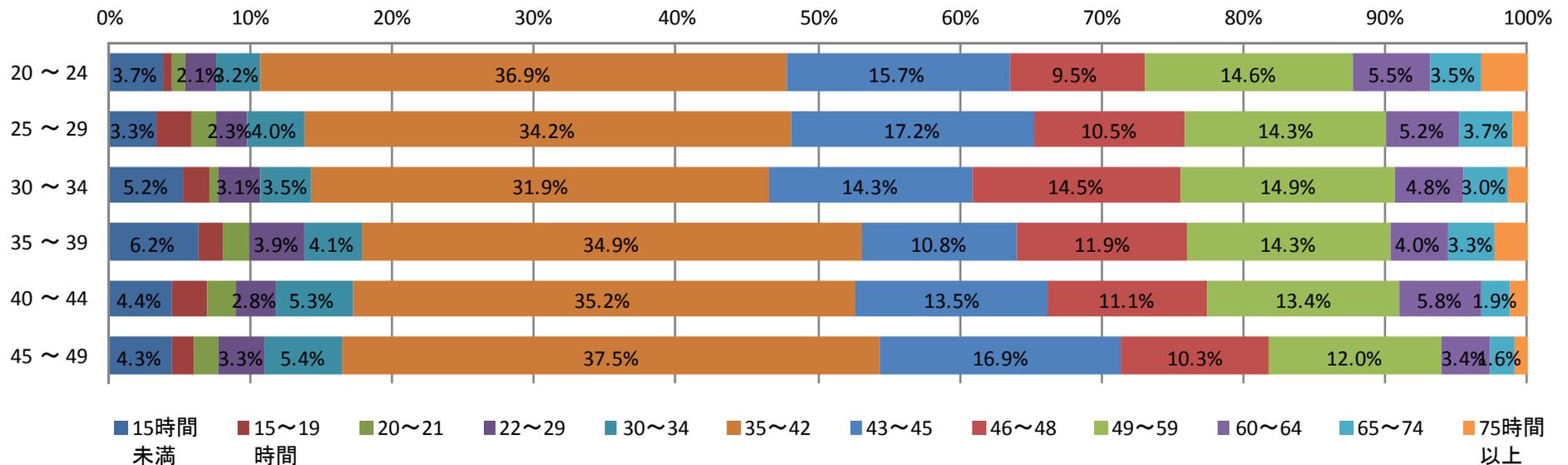
(参考5) 世代別就業時間の分布について

正規職員の場合(1週間の就業時間)

200日以上就業者



200日未満就業者

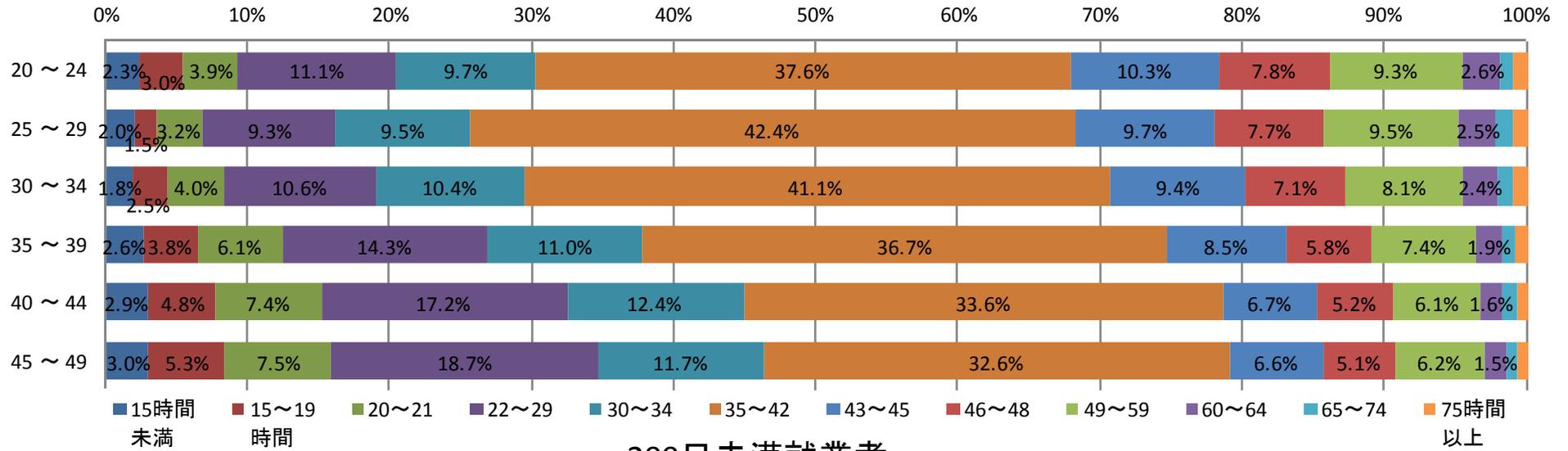


正規職員：一般職員又は正社員などと呼ばれている者 1週間の就業時間：ふだんの1週間の実労働時間
 就業日数：1年間を通じて200日未満の者又は200日以上働いている者

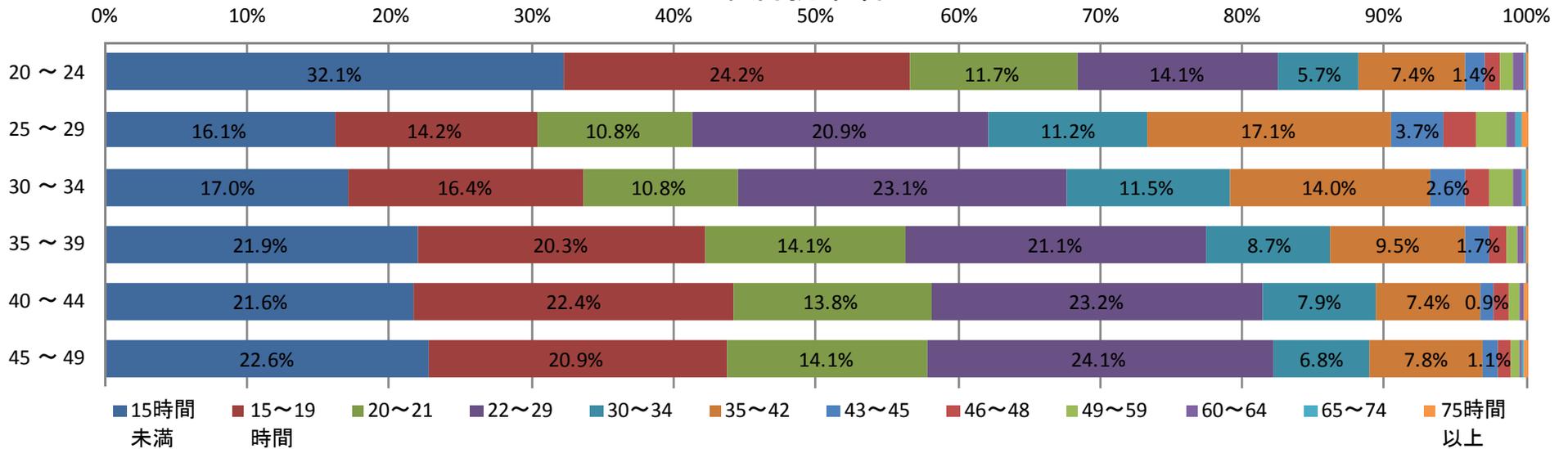
(出典) 平成24年就業構造基本調査(総務省)

非正規職員の場合(1週間の就業時間)

200日以上就業者



200日未満就業者



非正規職員: 従業員: パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれる者
 就業日数: 1年間を通じて200日未満の者又は200日以上働いている者

1週間の就業時間: ふだんの1週間の実労働時間
 (出典) 平成24年就業構造基本調査(総務省)

< 論点 > 「保育短時間」の下限をどのように設定していくか。

【主なご意見】

- ・保育短時間の下限時間をしっかりと定めることが必要。
- ・保育の必要性認定の基準が、保育短時間・保育標準時間と大きな枠で整理されることで利用者に不利益が生じないよう、かつ、就労にあっては通勤時間等の実態に即した利用時間の認定とともに、緊急利用の運用が円滑に行われるよう、条例も含めて各種基準の設定を進める必要がある。なお、利用者負担の設定についても、配慮をはかるべきである。
- ・保護者の事由のみならず、子どもの生活の時間を基本に検討していくべきではないか。
- ・現在「月48時間」の就労により「保育に欠ける」としているが、これが変わると保育ニーズが潜在化してしまうことを懸念。
- ・「月64時間」と「月48時間」のいずれにするのか、又は選択制にするのか、市町村の実務と利用者に大きな影響がある。
- ・保育短時間の下限の設定如何によっては、待機児童のカウントに影響が出る。引き続き、慎重に議論してほしい。
- ・例えば、就学にも色々なケースが考えられるが、どの程度が下限となるのか、検討が必要ではないか。

【検討に当たっての視点】

- 現行の保育所の運用や一時預かり、幼稚園（教育標準時間利用）との関係を踏まえて検討する必要があるのではないか。
- 保護者の就労状況の実情をどのように考えるか。
 - 現行の認可保育所利用世帯の保護者（母が非正規雇用）の就業状況については、就業日数に関しては1週当たり4日以上又は就業時間に関しては1日当たり4時間以上が半数近くを占めている。（参考3）
 - 同じく、現行の認可外保育施設利用世帯の保護者（母が非正規雇用）の就業状況については、就業日数に関しては1週当たり4日以上又は就業時間に関しては1日当たり4時間以上が多くを占めている。（参考3）
 - 幼稚園利用世帯の保護者の中にも一定の就労時間就労している利用者がある。

（参考）

週労働時間	幼稚園	保育所
40時間以上	19. 7%	80. 3%
20～40時間	22. 2%	77. 8%
20時間未満	54. 7%	45. 3%

（平成17年度・第5回21世紀出生児横断調査（対象年齢5歳）より推計）

➤ パートタイム就労者の1ヶ月当たりの平均実労働時間(残業含む)は90.2時間、出勤日数は15.8日
(厚生労働省「毎月勤労統計調査」(平成22年)より推計)

○ パートタイム就労の受け皿として取り扱われている特定保育事業(1ヶ月当たり概ね64時間以上の利用※)との関係をどのように考えるか。

※保育の利用に当たっての考え方であり、実際の就労時間について、必ずしも64時間以上求めているものではない。

○ 一方、就労時間に係る設定の方法について各市区町村においてバラツキが多く、

・特別区その他都市部等において1ヶ月48時間以上としている市区町村も多いこと、

・これらの市区町村においては、就労時間が週16時間(1ヶ月64時間換算)未満の層が、一定数、現に保育所を利用していると見込まれること、

・保育短時間認定の対象として想定している非正規雇用の場合、1週当たり15時間未満の就労時間となっている層が2割近くと一定数存在すること(参考5)

を踏まえると、「下限時間」の設定次第により、新制度の施行に伴い、地域によっては保育の必要性の認定の範囲が現在よりも狭まり、保育の利用ができなくなりかねない点について、留意が必要ではないか。

[参考]就労時間の下限を1ヶ月当たり48時間以上としている地方自治体における保育所利用児童保護者の就労時間分布例

	週40時間以上	週32時間以上 週40時間未満	週24時間以上 週32時間未満	週16時間以上 週24時間未満	週16時間未満
A区	58%	11%	3%	19%	9%
B市	70%	10%	10%	5%	5%

※待機児童となっている層は、週16時間未満の層が比較的多いことが想定される。

【対応方針案】

○ 新制度における保育の必要性の認定(保育短時間認定)に当たっての就労時間の下限については、1ヶ月当たり48時間以上とすることを基本としてはどうか。

(現行制度との関係の整理については、後述)

（参考）就労時間の下限について（サンプル調査）

- 同様に、市区町村（27市区町村）の協力を得てサンプル調査を実施したところ、就労時間の下限については、主として1週間当たりの就労日数+1日当たり就労時間による方法と1月当たりの就労日数+1日当たりの就労時間による方法で対応している市町村が多かった。

方法	市区町村数
1週間当たりの就労日数+1日当たりの就労時間 (1週間当たりの就労時間も含む)	9
1月当たりの就労日数+1日当たりの就労時間 (1月当たりの就労時間も含む)	11
1日当たりの就労時間	2
その他※	1
特に下限を設けていない	5

※その他：幼稚園利用可能な時間(帯)以上のもの

- 就労時間の下限分布については、1週当たりでは16時間、1月当たりでは64時間としている例が最も多かった。

1週間当たりの平均下限時間
(上記の表で1週間当たりの就労日数としている市町村)

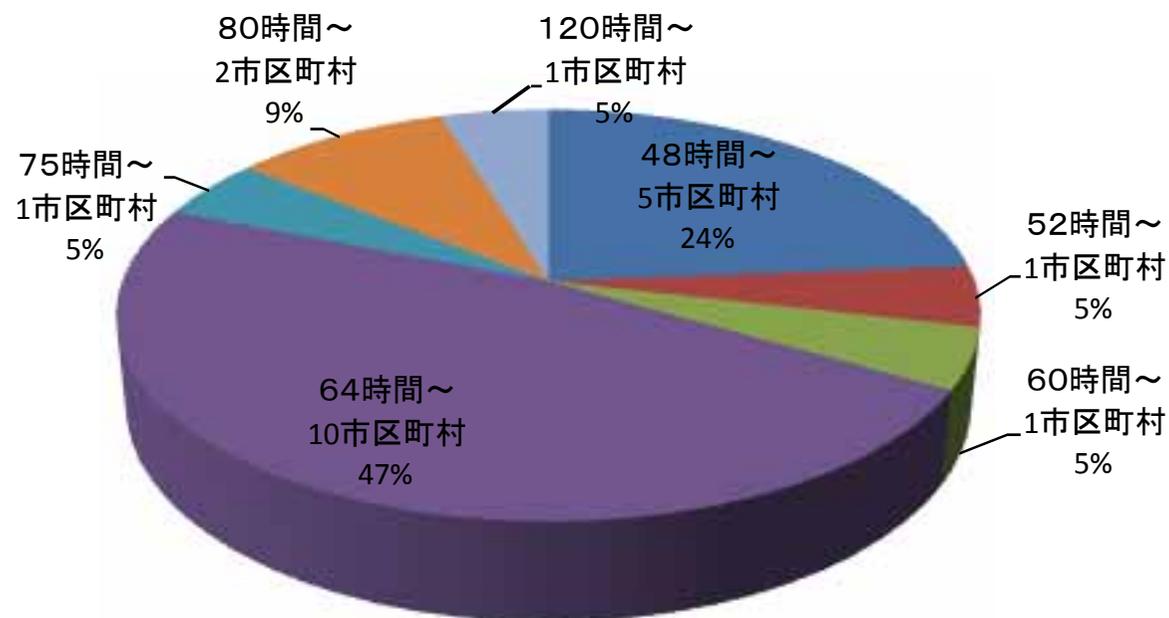
時間	12時間～	16時間～	20時間～	30時間～
市区町村数	2	5	1	1

1月当たりの平均下限時間
(上記の表で1月当たりの就労日数としている市町村)

時間	48時間～	52時間～	60時間～
市区町村数	3	1	1※
時間	64時間～	75時間～	80時間～
市区町村数	5	1	1※

※同一の市が0～2歳児は80時間以上、3歳児は60時間以上としているもの(月13日勤務)

○ 1週当たりの平均下限時間をとっている市町村についても、1月を平均4週間と仮定して1ヶ月当たりの平均下限時間に置き換えた上で、全体を見た場合、概ね64時間としている市町村が最も多く、次いで概ね48時間としている市町村が多かった。



（参考2）就労時間の下限について（サンプル調査）

- 指定都市、中核市、特別区における就労時間の下限について、追加的にサンプル調査を行ったところ、分布は以下の通りであった。

指定都市・1ヶ月当たりの平均下限時間(20市)

時間	30時間～	48時間～	52時間～	60時間～	64時間～	80時間～	100時間～
市数	1	1	1	2	13	1	1

※1週間当たりの就労日数を要件としている場合(例:1週当たり4日以上)、1ヶ月4週として推計

中核市・1ヶ月当たりの平均下限時間(42市)

時間	30時間～	48時間～	52時間～	60時間～	64時間～	80時間～	96時間～
市数	1	2	2	8	17	2	2

※1週間当たりの就労日数を要件としている場合(例:1週当たり4日以上)、1ヶ月4週として推計

※このほか、明確な下限を設けていない市が5つある(その上で、入所後に一定の就労時間を求めている例もある)

特別区・1ヶ月当たりの平均下限時間(23区)

時間	48時間～	80時間～
区数	21	2

※1週間当たりの就労日数を要件としている場合(例:1週当たり4日以上)、1ヶ月4週として推計

※48時間～としている区のうち、「その他」を設けている区が3つ、80時間～としている区のうち、「その他」を設けている区が1つある

(厚生労働省保育課調べ)

< 論点 > 現行制度等との関係をどう整理していくか

【検討に当たっての視点】

- 現行制度で保育所に入所している子どものうち、新制度では「就労・保育短時間」として認定され得る子どもは、新制度への切替時に「保育必要量」＝利用可能な量が減る可能性が生ずることになるが、これらの子どもについてはどのように取り扱うべきか。
 - ※公定価格や利用者負担のあり方にも関連。
 - 保育標準時間・保育短時間の区分を設けるに当たり、新制度の施行を境に保育の利用可能な時間数が減る(不利益変更)ことがないよう、新制度への切替時に、「就労・保育短時間」と認定され得る子どもについては、現在の保育の時間数を経過的に保障しながら、必要に応じて保育短時間の選択も可能とするような措置について、検討する必要があるのではないか。
- 新制度への切り替えに伴い、認定の下限等を設定する際、現行制度では、異なる取扱いをしている市区町村について、どのように取り扱うべきか。
 - 同じく、新制度の施行を境に保育の利用ができなくなる(不利益変更)ことがないよう、新制度への切替時に、「就労・保育短時間」と認定され得る子どもについては、市町村事業計画との関係を踏まえながら、経過的な措置について、検討する必要があるのではないか。
 - 認定の下限との関係で、一時預かり事業を柔軟に活用できるよう、検討する必要があるのではないか。
 - 特に、上記の参考によると、就労時間の下限分布には市区町村によって、バラツキが見られるところであり、これを踏まえると、上記の通り、就労時間の下限を1ヶ月当たり48時間以上とした場合、各市区町村において、
 - ・下限時間が現行よりも引き上がった場合
 - ・下限時間が現行よりも引き下がった場合について、配慮することが必要ではないか。

【主なご意見】

- ・保護者の実態は様々であり、新制度を境に利用できなくなることがないよう、柔軟な対応について配慮すべき。
- ・認定の下限を下回る就労時間であっても利用できる、一時預かり等の事業の拡充が必要。
- ・現在、保育所に入所している児童に十分な配慮が必要ではないか。

【対応方針案】

- 現行、就労時間の下限を「1ヶ月当たり48時間以上」以外に設定している市区町村においては、保育の量的確保に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、段階的に対応することを可能としてはどうか。
- 現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講じてはどうか。

3. 「優先利用」について

(1) 現状等

- 都市部においては、入所判定の各事由における優先度をつけた上で、同優先度上の調整指数として「ひとり親家庭」などについては加点して対応している例が多い。
- 障害児保育など、受入施設・枠が設定されているような場合は、事実上、優先的に対応している。

(2) 論点

- ひとり親家庭、虐待のおそれのあるケースなど、優先利用の認定方法について、「優先利用枠」を特別に設けることとするか、必要性の認定に当たって、ポイント加重・調整などの「優遇措置」を講ずることとするか。
母子寡婦法、児童虐待防止法においては、利用に当たっての配慮規定が置かれている。
- 障害児の取扱いについて、どのように考えるか。
障害児の受入れについては、事業計画上の取扱いや確認制度における定員設定、市町村による受入れが可能な施設のあつせんの仕事、事業者の応諾義務(正当な理由)等と関連。
- 保育の量的拡大を支える保育士の人材確保の観点から、保育の利用を希望する保育士等の子どもの取扱いについて、どのように考えるか。

【主なご意見】

- ・障害者基本法では、住み慣れた地域の中で支援を受けながら、障害を持った子どもたちとその家族が暮らしていけるような社会を目指す旨が規定されており、それを原則として考えていくことが大事。
- ・絶対的な優先又は相対的な優先について、少なくとも虐待のおそれのあるケース、またはDV等のおそれがあるケースに関しては絶対優先を用いるべき。ポイント制で、ポイントを重ねたけれども入れませんでしたという形で虐待をされた子どもが亡くなってしまいうようなことがあってはならない。
- ・高額所得者よりも低所得者を優先すべき。
- ・兄弟姉妹が多いほど、同じ保育所への入所は難しいといわれる。多子の場合、極力、優先的に同じ保育所に入所できるよう配慮すべきではないか。
- ・ひとり親家庭、虐待の場合と障害児の場合では、優先的な利用の場面が異なることにも留意が必要ではないか。
- ・優先利用に当たっての基本項目としては賛成。生活保護世帯については、低所得世帯のことかと思うが、生活保護を受けていない世帯であって低所得の世帯もあるのではないか。また、虐待防止は必要。
- ・低所得者の生活基盤維持の観点からも配慮が必要ではないか。

【主なご意見(続き)】

- ・保育士、幼稚園教諭の確保は重要である反面、必要性の認定という観点からは馴染みが薄い感がある。
- ・満3歳未満児を中心に第2子、第3子出産時の優先利用が認められるべきではないか。
- ・保育士不足は深刻であり、保育士等の優先利用について、その他の事由に位置付けるか、又は、例えば5年間なりの期間を設けて明記することで推進していくことも考えられるのではないか。
- ・その他市町村が定める事由の中に市町村が人材確保の観点から優先利用を考慮することもできると入れ込むことも1つの手段として考えられるのではないか。また、制度の循環のためには、他の保育を必要とする人の利益につながる観点から期間限定で明記していくことも考えられるのではないか。
- ・保護者の実感からしても、若い保育士が若いうちに辞めていくことなく、ワーキングマザーとしての実情も理解しながら、保育を実践できるよう、優先利用を認めていくべき。
- ・保育士の資格を有する人が優先なのか、保育士資格はないものの、保育施設等で保育に従事している人も対象なのか、線引きが難しいと感じる。
- ・どの市町村でも保育士の確保が非常に困難な状況に置かれており、保育士の優先利用できるような仕組みにしてほしい。
- ・障害児療育や社会的養護においても保育士は従事しており、ここでも保育士不足は深刻なことから、保育類似の業務に従事している者も対象にすべきではないか。
- ・保育士の確保ということだけでなく、保育士、幼稚園教諭が長期的に離職せずに経験を積むことで、質的向上を図っていく側面からも優先的な利用が必要。

【対応方針(案)】

➤ 待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本としてはどうか。

※その際、優先的な受入が実際に機能するよう、地域における受入体制を確認し、事業計画に基づく提供体制の確保等を着実に実施していくことが必要。

➤ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法24条5項に基づく措置制度も併せて活用することとしてはどうか。

➤ 「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、以下の通り。

➤ それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用。

※ひとり親家庭は母子寡婦法、虐待は児童虐待防止法に基づき配慮が求められる事項

※例えば、管内の各保育所において〇〇名ずつ障害児保育を実施している場合、その枠は、優先的に⑤の割り当てられることになる。

①ひとり親家庭

②生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)

③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合

④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合

⑤子どもが障害を有する場合

⑥育児休業明け

例)

・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合

・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合

・1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合

⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合

⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

※連携施設に関する経過措置

⑨その他市町村が定める事由

※このほか、選考の際に、各世帯の経済状況(所得等)を考慮することも考えられる。

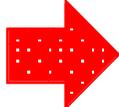
※また、市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。

保育の必要性の認定について（これまでの議論を踏まえたイメージ）

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由	②区分(保育必要量)	③優先利用
<ul style="list-style-type: none"> 1 就労 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病・障害 4 同居親族等の介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 <u>虐待やDVのおそれがあること</u> 9 <u>育児休業取得時に、既に保育を利用していること</u> 10 その他市町村が定める事由 	 <ul style="list-style-type: none"> 1 保育標準時間 2 保育短時間 	<ul style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭 2 生活保護世帯 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 5 子どもが障害を有する場合 6 育児休業明け 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 8 小規模保育事業などの卒園児童 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ		
<保育標準時間> Aグループ(10点)	○○ ○○ □□ □□	計 X人
Bグループ(9点)	△△ △△ □□ ○○	計 Y人
保育短時間も同様		


 利用調整へ
 (P52)

4．認定方法その他について

〔認定方法〕

- 教育標準時間認定については、市町村における3歳以上児であること(かつ満3歳以上・保育認定申請をしない)及び保護者の所得を確認することをもって、利用者負担の設定とともに認定するなど、認定証の発行を含め、簡素な手続きについて検討。

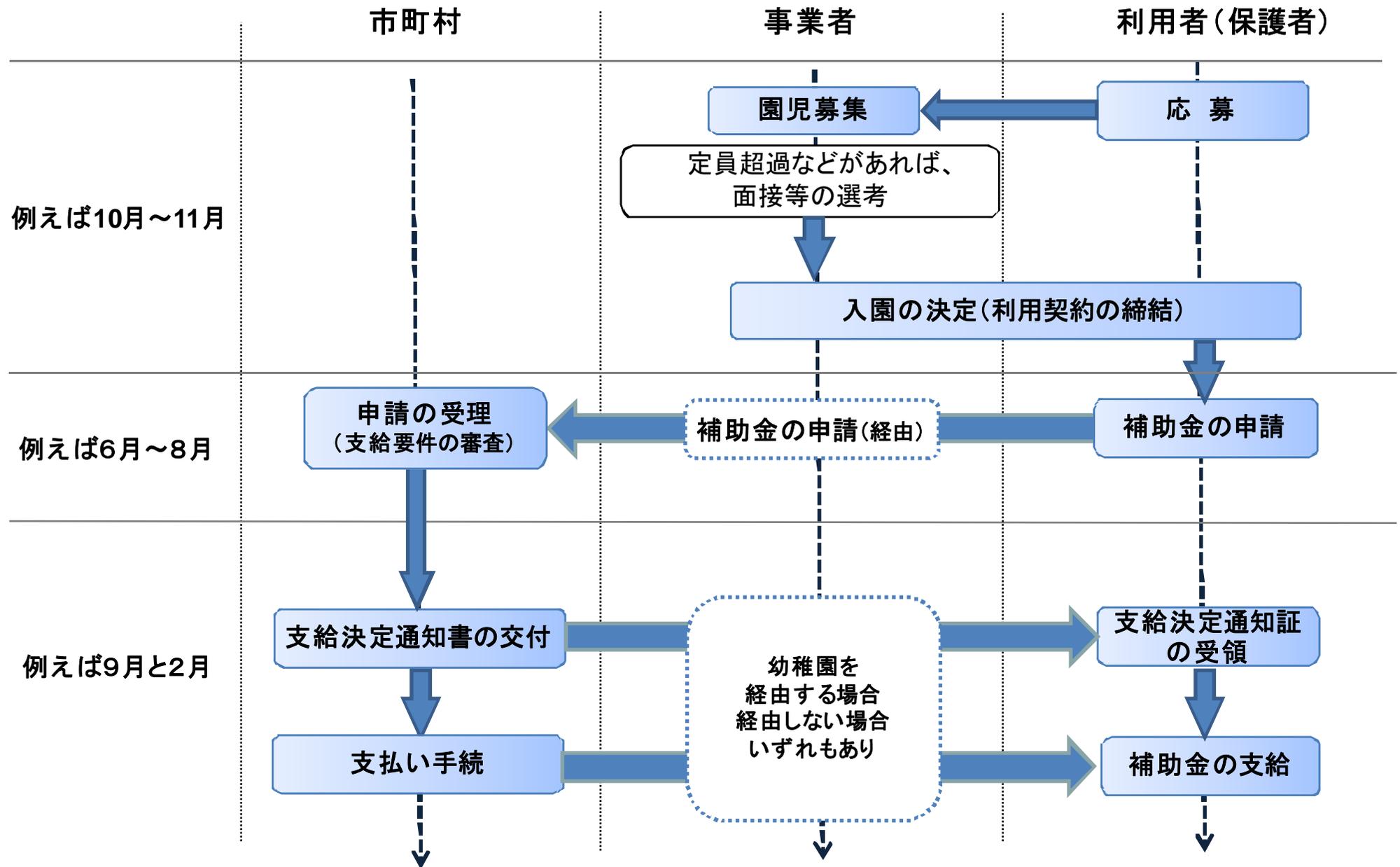
【主なご意見】

- ・教育標準時間認定に関しては、幼稚園及び保育者にとってできるだけ簡素化した手続きであってほしい。P46のイメージに賛成。
- ・教育標準時間認定の子どもに関する簡素な手続きについては賛成できる。
- ・内定を先に受けた後、2号認定に該当することで利用できなくなって混乱しないよう、各自治体での手続事例等を示してほしい。

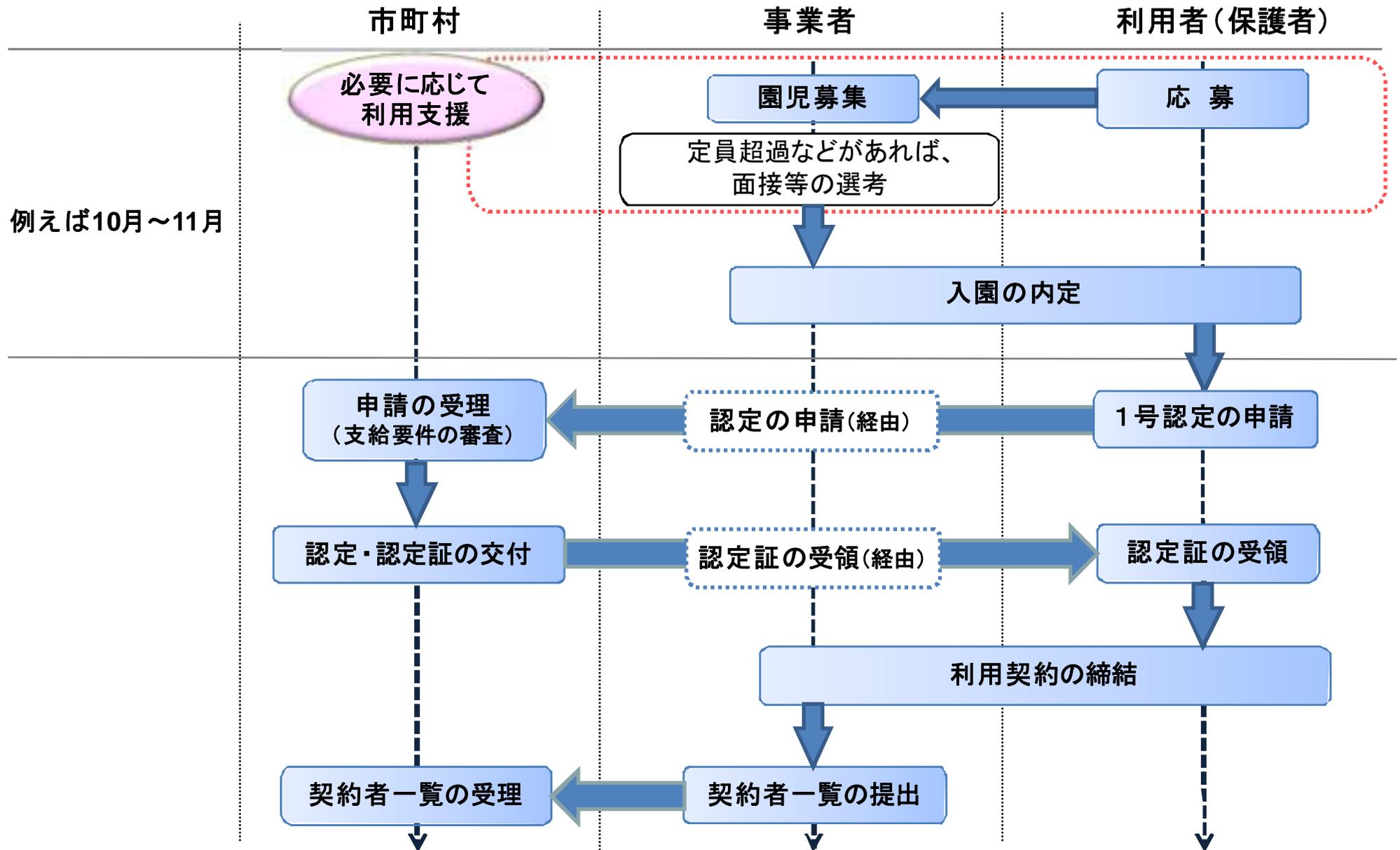
【対応方針(案)】

- 法律上は、市町村からの認定を受けた後で施設へ利用申込みすることが想定されているが、市町村及び利用者の事務負担軽減や現行の園児募集との整合性の観点から、教育標準時間認定のみを希望する場合には、現行の幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設(幼稚園、認定こども園)を通じて、市町村に認定申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みを基本としてはどうか。
 - ※ 入園予定の施設の内定が得られず利用施設を探す場合や、年度途中で転入し入園予定の施設がすぐに決まらない場合などは、法律の想定どおりに保護者が市町村に直接認定申請を行うことも考えられる。
- 施設への願書提出時点では入園予定の施設が特定されないため、入園内定がとれた時点以降に、入園予定の施設を通じて上記の手続を行うこととしてはどうか。
- 利用契約(内定、契約の締結など)、認定のそれぞれの時期や、施設経由の申請の法的位置付けなどについて、さらに検討が必要。
 - ※ 所得情報の取扱いについては、確認制度の運営基準において検討。
- 現行制度における利用者が新制度へ移行する場合には、事前の認定手続きを可能とするほか、簡素な手続きについても検討が必要。
 - ※ 介護保険は施行半年前から事前の認定手続きを開始。

(参考) 現行の私立幼稚園利用・幼稚園就園奨励費支給の事務フロー(イメージ)



新制度における1号認定子どもの簡素な利用手続(イメージ)



〔認定期間〕

○ 認定の有効期間を何年とするか。

※ 満3歳未満・保育認定から満3歳以上・保育認定への切替は職権変更。

※ 保護者の失業時の取扱い(求職等との関係)、就労以外の事由の場合の取扱いについても要検討

※ 特例給付の取扱い(保育所における保護者の失業による認定変更に伴う継続利用など。確認制度における定員設定とも関係。)

○ 事由該当の確認、利用者負担等との関係上、現況届を求めることとするか。

【主なご意見】

・満3歳になった場合における対応など、現行の幼稚園と保育所の制度の違いにどう対応してするのか、検討が必要ではないか。

・満3歳は月齢によって発達段階も幅が広く、これを踏まえた議論が必要。

・就学の場合、卒業後に求職活動に従事する場合がある。特に、女性の研究者などは就職先を探すのは大変であり、卒業と同時に利用ができなくなると困ることになるので、配慮してほしい。

・求職の場合について、就職未経験者の対応などを考慮して1ヶ月単位で運用している例もあるが、90日(3ヶ月)と一本化するのには理解できる。

・保育認定の職権変更については、事情が変わらないことから、手続きの簡素化のため、認定証の返納などは不要ではないか。

【対応方針】

➤ 教育標準時間認定の場合は、有効期間は3年間(小学校就学前まで)を基本とする。

➤ 介護保険のように症状の変化等が認定に大きく寄与する仕組みではないことから、保育認定の有効期間は3年を基本(満3歳以上・保育認定は小学校就学前まで。満3歳未満・保育認定は満3歳の誕生日まで)とする。ただし、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとする。

※例えば、保護者の疾病であれば、入院・療養等が必要なくなった時点、就学であれば学校等を卒業した時点

➤ その上で、現行、運用にバラツキが見られる「求職活動」の取扱いについては、雇用保険制度に基づく失業等給付(基本手当)の給付日数が90日をベースとしていることを踏まえ、検討することとするか。

※解雇、倒産以外の一般的な求職者の取扱い(被保険者期間が10年未満の場合)

➤ 現況届は、事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めることとする。

〔その他〕

- 支給認定証の様式、申請方法についても、検討が必要。
- その際、支給認定に当たって決定される利用者負担額(＝保護者の所得)、優先利用(ひとり親家庭、障害の有無など)など、施設・事業者が知り得る情報の取扱いについて検討が必要。
 - ※ 上記の情報の取扱いについては、施設の運営基準とも関連。

【検討の視点】

- 3年間(小学校就学まで)を基本とする認定期間の考え方に照らし、毎年変わり得るものである利用者負担額は認定証に記載しないこととしてはどうか。
- 利用者負担額を認定証に記載しない場合、別途、市町村から保護者に対して、施設に提出するための利用者負担額を記載した書類を交付する必要があるのではないか。

<主なご意見>

- ・認定証に記載しないこととするのは賛成。
- ・個人情報保護の観点や毎年額が変動することから、利用者負担額を記載しない方向とすべき。

【対応方針】

- 支給認定証には毎年変わり得るものである利用者負担額は認定証に記載しないこととした上で、ほかの情報の取扱いについては、更に検討。
- 支給認定に当たって、事由に該当しないと判断する場合、理由の明示が必要。(子ども・子育て支援法第20条第5項)。

<主なご意見>

- ・就労や介護などの事由に該当すると認められず、必要性の認定を受けることができない場合、その理由を明確にするようにすべきではないか。

【検討の視点】

- 現行の保育制度の運用を踏まえ、理由を明示することとする。

3 . 利用調整に係る論点について

(1) 現状等

- 保護者の申請を受けた市町村は、保護者の希望等を踏まえ、優先度・調整指数を勘案し、入所を決定することが一般的である。
- 新制度では、当分の間、すべての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行った上で、各施設・事業に対して利用の要請を行うこととされている。

(2) 論点

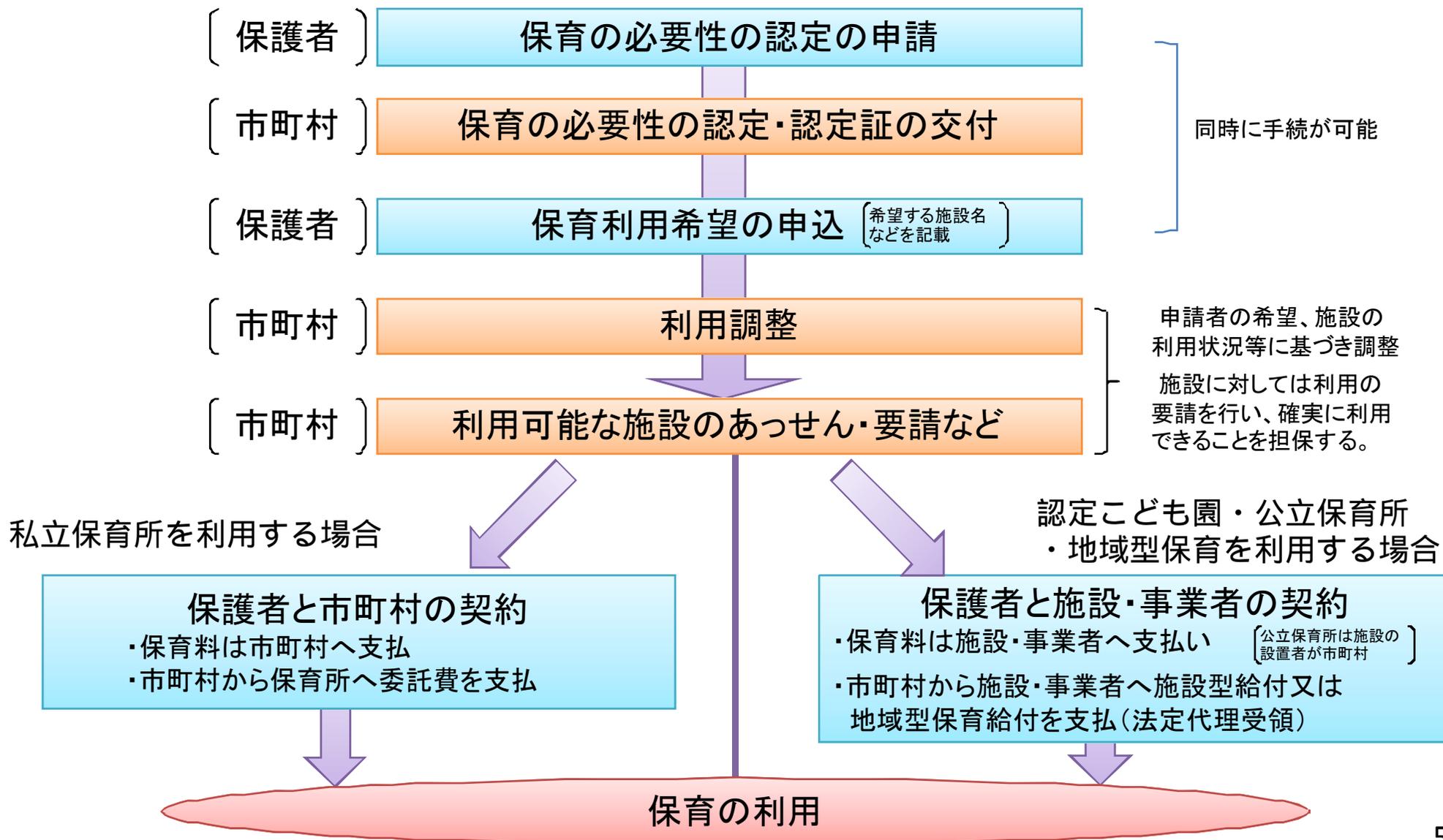
- 利用調整については、上記2の3の「優先利用」の取扱いとも連動した具体的なフローの検討が必要。
※教育標準時間認定の子どもについては、定員を超える利用の申込みがあった場合等は設置者の定める方法により選考。
- 利用調整における事務フロー(必要性の認定申請、利用申込み→調整→契約)について精査し、特に、保育標準時間・保育短時間間における調整、市町村域をまたぐ利用となる広域調整、年度途中の利用調整の取扱いについて検討が必要。
- 保育所と保育所以外の認定こども園、小規模保育とでは、事業の位置付け・契約形態が異なることから、施設間の振り分けについて客観性、透明性の確保が必要。
※その前提として、各施設・事業の情報が統一的に公表されていることが必要。
- 新制度の給付の対象にならない認可外保育施設(特に地方単独補助による認可外保育施設)の取扱いについて、どのように考えるか。

【主なご意見】

- ・認定の結果、利用する施設・事業がいつ頃決まるのかによって、復帰時期にも大きく影響する。1、2ヶ月程度だと企業側、保護者側にとって厳しいのではないか。
- ・市町村が一元的に利用調整を行うとのことだが、これまで保護者のケアを施設で行っていたことも踏まえ、たらい回しにならないようにする必要があるのではないか。
- ・これまで認定こども園では、保護者と施設の間の信頼関係をもって、直接契約により対応してきたところであるが、新制度における利用調整を受けることでこれが薄まらないか。
- ・求職により内定を得た場合や産前産後休暇から復帰する場合において、申し込んでから入所するまでの対応についても検討する必要があるか。
- ・需給状況に応じて利用調整が必要な場合があるかもしれないが、そうでない場合においては、保護者との良好な関係を構築するなど、直接契約の良さを活かすべきではないか。

(参考) 新制度における保育を必要とする場合の利用手順 (イメージ・再掲)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



利用調整（選考）のイメージ

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①施設・事業所

- 1 A保育園(保育所)
- 2 B保育園(保育所)
- 3 C認定こども園(認定こども園)
- 4 D保育室(小規模保育)
- 5 Eキッズルーム(小規模保育)
- 6 F家庭的保育室(家庭的保育)
- ⋮



②希望順位

- 第1希望 A保育園
 第2希望 C認定こども園
 第3希望 D保育室



③申請者の指数 (ポイント)

P43参照

各施設・事業所の入所順位

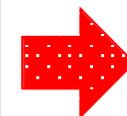
<保育標準時間>
A保育園

- | | |
|----|--------------|
| ○○ | ○○(第1希望) 10点 |
| □□ | □□(第1希望) 10点 |
| ◇◇ | ◇◇(第1希望) 9点 |
| △△ | △△(第2希望) 9点 |
| | ⋮ |

C認定こども園

- | | |
|----|--------------|
| △△ | ○○(第1希望) 10点 |
| □□ | ○○(第2希望) 10点 |
| ▲▲ | ◇◇(第1希望) 9点 |
| | ⋮ |

保育短時間も同様



申請者への
通知、利用
手続きへ

利用調整（選考）のイメージ

A 保育所
1 歳児 定員 12 人 申込者 13 人

第 1 希望の施設ごとに申込者を取りまとめ、指数が高い順に決定

a : 第 1 希望 A 保育所

b : 第 1 希望 B 認定こども園 (×)
第 2 希望 A 保育所

10 (a1)
10 (a2)
10 (a3)
10 (a4)

10 (a1)
10 (a2)
10 (a3)
10 (a4)
10 (b1)
10 (b2)
10 (c1)
9 (a5)
9 (a6)
9 (a7)
9 (a8)
9 (d1)

10 (b1)
10 (b2)

B 認定こども園に入所不可

9 (a5)
9 (a6)
9 (a7)
9 (a8)

c : 第 1 希望 B 認定こども園 (×)
第 2 希望 C 保育所 (×)
第 3 希望 A 保育所

10 (c1)

B 認定こども園、C 保育所に入所不可

8 (a9)
8 (a10)
8 (a11)
8 (a12)
7 (a13)

第 2 希望、第 3 希望で入所できる施設・事業がない場合、更なる保育の受け皿の整備が必要となる

d : 第 1 希望 C 保育所 (×)
第 2 希望 A 保育所

9 (d1)

C 保育所に入所不可

【参照条文①: 現行の児童福祉法】

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

○児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)

第二十七条 法第二十四条第一項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

【参照条文②:子ども・子育て支援法】

○子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

一 満三歳以上の小学校就学前子ども(次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)

二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(市町村の認定等)

第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。

4 市町村は、第一項及び前項の認定(以下「支給認定」という。)を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者(以下「支給認定保護者」という。)に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども(以下「支給認定子ども」という。)の該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証(以下「支給認定証」という。)を交付するものとする。

5~7 (略)

【参照条文③:改正後の児童福祉法】

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。

② 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。)により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

③ 市町村は、保育の需要に応ずるに足る保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

第七十三条 第二十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「市町村は、保育の需要に応ずるに足る保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園」とあるのは、「市町村は、保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

② 第四十六条の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第二十四条第五項」とあるのは「保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第五項」と、「母子保護の実施のための委託」とあるのは「母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【参考・子ども・子育て新システムに関する基本制度(抜粋①)】

6 新システムにおける行政が関与した利用手続

(1) 契約方式

① 保育の必要性の認定

- 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。

※ 制度施行の際、現に幼稚園・保育所を利用している子どもに関する認定については、必要な準備期間を設けつつ、簡素な手続きとなるよう検討する。

ア 保育の必要性の認定を受ける子どもの認定基準及び認定手続

- 国は、「事由」「区分」「優先利用」に関する認定基準を策定する。
- 具体的な認定基準と認定手続は、以下のとおりとする。

i) 認定基準

A 事由

a. 就労

- フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

※ 一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。

b. 就労以外の事由

- 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等

※ 現行の政令で定めている「同居親族等が保育できない場合」という条件は、外す又は必要度を低くするなど、詳細については制度施行までに検討する。

- その他これらに類するものとして市町村が定める事由

B 区分

- 月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度(「主にフルタイムの就労を想定した長時間利用(現行の11時間の開所時間に相当)」及び「主にパートタイムの就労を想定した短時間利用」))を設定

C 優先利用

- ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

【参考・子ども・子育て新システムに関する基本制度(抜粋②)】

ii) 認定手続

- 市町村は、認定基準に従って審査を行い、認定を行う。また、これとあわせて保護者負担の区分も決定する。
- 市町村は、認定を行った利用者(保護者)に対して、認定証を交付する。
- 認定証には、事由、区分(長時間利用又は短時間利用)、優先利用及び保護者負担の区分を記載する。

イ 保育の必要性の認定を受けない子どもの受給手続(満3歳以上の学校教育のみを受ける場合)

- 満3歳以上の学校教育のみの利用を希望する場合、市町村に申請を行う。
- 申請を受けた市町村は、当該市町村に居住する満3歳以上の子どもであることが確認できた場合は、保護者負担の区分の決定を行い、これを認定証に記載して交付する。

※ 認定証は、主として、施設が保護者負担の区分を確認するためのものであるが、事務ができるだけ簡素なものとなるよう、制度施行までに検討する。